

令和3年第5回 飯塚市議会会議録第3号

令和3年9月8日（水曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第7日 9月8日（水曜日）

第1 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（松延隆俊）

これより本会議を開きます。昨日に引き続き一般質問を行います。4番 奥山亮一議員に発言を許します。4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

今回は、「ヤングケアラーについて」伺ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、イギリスのヤングケアラーについて研究されている成蹊大学の澁谷智子教授によりますと、初めに、「誰がヤングケアラーを支援できるのか？」と提起されています。「ケアを必要とする人を中心に作られている日本の制度において、要介護者や要援護者をサポートする専門職からは、同居する子どもは、中高生であっても、『インフォーマルな社会資源』『介護力』と見られがち。しかも、大人の介護者と同等に扱われているようなところがある。」「家族は余裕がない。」「学校の先生は、家庭のケアの状況まで把握できないことも多い。」「制度のはざままで誰からも支援されないヤングケアラー。」「ケアを必要とする家族の状況を把握した上で、ケアをする子どもの立場に立って、話を聞いたり相談にのれる専門職はいるのか？」と提起しています。また、政府が行った実態調査では、ケアをしている中高生自身がヤングケアラーを8割が認識していなく、誰にも相談できずに日々一人で耐えている状況がうかがえるとのこと。私ごとですが、過去に母親を少し介護した時期がありましたが、大人の私でさえ、大なり小なり、心身のストレスは感じておりましたが、小中高生であれば、いつまでも続くケアで想像を超えるストレスを持っていると思います。早くそのストレスの一部も解いてあげたいと思ってなりません。

質問に入りますが、ヤングケアラーの認識について、本市ではどのように捉えているのか、伺います。

○議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

ヤングケアラーとは、法令上の定義はございませんが、令和2年度に厚生労働省が行った実態調査において、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を抱え、本来、大人が担うような家族の障がい・病気・精神疾患などのある保護者や祖父母に対し、介護などや年下のきょうだいの世話などで、みずからの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子どもと定義しております。

この実態調査では、調査した中学2年生の17人に1人に当たる5.7%が「世話をしている家族がいる」と回答し、そのうち1日7時間以上のケアに時間を費やす子どもは1割程度確認されております。また、中高生のヤングケアラーの4割以上が、1日平均5時間以上、介護や世話をっており、また3割以上が学校を休みがちといった状況にあるとのこと。

○議長（松延隆俊）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

今のご答弁を伺い、胸が痛む思いです。1日7時間や1日平均5時間などは、今まで誰も気づかなかったのか、見ている家族だから当たり前との考えがあったのかわかりませんが、今後はこのようなことがないように、関係者の皆様、国・県・市町村で対策を即、進めていただきたいというふうに思います。人権意識の高い欧米諸国では、子どもも一人一人が独立した一人の人間であるという考えが強く、介護に時間を割かれ、勉学や遊びなど自由に時間を使えなくなる子どもをなくすために、早くからヤングケアラーに対する支援体制をとられているようです。日本も人権先進国と言われるよう、まず、本市が先駆者となっていただきたいというふうに思います。

次に、本市では、ヤングケアラーの実態把握をどのような方法で行っておられるのか、また実態を把握されているのか、伺います。

○議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

本市では、家庭児童相談室に虐待の可能性のある子どもたちの情報が数多く寄せられることから、その中からヤングケアラーを発見していくこととなります。現在、家庭児童相談室でヤングケアラーとの認識で、支援を行っている家庭が数件ございますが、小学生や中学生の子どもがきょうだいの世話や家事の手伝いをすることで、学校へ行くことができないなどの状況を把握しており、支援を行っているところでございます。

○議長（松延隆俊）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

今、小中学校という話でしたが、その家庭児童相談室では、高校生、16歳から18歳も含まれているのか、伺います。

○議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

児童福祉法第4条で児童とは満18歳に満たない者をいうという定義がされており、家庭児童相談室では高校生の子どもさんも支援の対象としております。

○議長（松延隆俊）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

今、福祉部長から把握しているとのことをご答弁をいただきましたが、教育委員会として、ヤングケアラーについて実態調査等を行っておられるのか、伺います。

○議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

福岡県教育委員会が独自で毎月行う生徒指導上の諸課題に関する実態調査で、ことしの4月より、家族の介護やケア、身の回りの世話を担うことで、学校生活、日常の生活に支障を来している生徒児童であるヤングケアラーを報告するよう、生徒指導の月例報告の中に項目が盛り込まれ

ておりましたが、御承知のとおり、このたび厚生労働省と文部科学省が、ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームを立ち上げたことから、福岡県教育委員会といたしましても、この調査を一旦取りやめ、福祉部局の動向を注視しながら、今後の政策の方向性を見きわめた上で協力をしていくというスタンスに切りかわったようでございます。

○議長（松延隆俊）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

本年4月からそういう項目が設けられましたけれども、もうやめたというような、ちょっと早いような気がしますけれども、調査を取りやめ、福祉部局の動向を注視しながら、協力していくスタンスに切りかわったという答弁ですけれども、国の示した報告書では、「学校の教職員は、子どもと接する時間が長く、日々の変化に気づきやすいことから、ヤングケアラーを発見しやすい立場にあるといえる」と調査内容をまとめて報告しておりますが、本市の教育委員会も県と同様に、小中学校でのヤングケアラーの調査などを取りやめるということでしょうか。

○議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

調査につきましては先ほど申し上げましたとおり取りやめておりますが、教育委員会といたしましても生徒指導の充実に向け、不登校問題、いじめ問題と同様に、児童生徒の健全育成に向けまして、福祉・介護・医療等の関係機関と連携をしております。小中学校におきましても、管理職研修会や生徒指導部会等を通じまして、ヤングケアラーについての理解を深めるとともに、学校生活におきまして、特に居眠りや忘れ物等のささいな問題行動にも目を向けまして、その背景として考えられるヤングケアラーの可能性についても十分に考慮しながら実態把握に努めているところでございます。

○議長（松延隆俊）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

次に、冒頭で実態について答弁されました支援を行っている世帯が数件あるということですが、その児童生徒に対して、学校ではどのようなかわり、また対応を行っておられるのか、伺います。

○議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

飯塚市内の小中学校でヤングケアラーの疑いのある児童生徒の家庭は、いわゆるネグレクトや身体的虐待の疑いがある家庭がほとんどでございまして、欠席も多く見られます。そこで学校では、家庭訪問や電話での連絡、保護者との面談等を行うことで、家庭状況をできるだけ正確に把握をいたしまして、その家庭の課題に応じた対応をしております。なお、その際には、子育て支援課や生活支援課等の関係各課とも連携をいたしまして、協力をして対応しているところでございます。

○議長（松延隆俊）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

福祉部から支援をいただいているというふうに思いますけれども、その子どもさんはケアが完全にゼロになったわけではありませぬので、学校においても気をとめていただくなど、日ごろからフォローしていただきたいというふうに思います。

次に、要保護児童対策地域協議会との連携についてですが、厚労省と文部科学省が連携した教

育現場を含めた地方自治体、子ども本人を対象とした調査が実施されておりますが、本市の要対協とはどのように市や学校は連携を行っているのか、伺います。

○議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

本市では飯塚市要保護児童連絡協議会を設置しておりますが、先ほど申し上げましたヤングケアラーが疑われるという認識を持っている家庭につきましては、全て要保護児童としてケース登録し、学校、児童相談所、保健センターなど関係機関と連携しながらケース会議などを通じて情報共有を行い、支援を行っております。

○議長（松延隆俊）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

次に、要対協の把握されている児童生徒は、過度な負担にならないように支援者等のサポートがされているというふうに思いますが、今問題になっている学校も、行政も把握できていない児童生徒が、誰にも言えず、365日家事や家族の世話などを日常的に行っている児童の把握についてはどのように行っておられるのか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

子育て支援課では関係機関からの情報により、そのような状況が疑われる子どもたちの把握について気を配っているところでございますが、このような情報提供は非常にまれでございます。誰にも相談できない子どもたちにとって学校が一番身近なところであることから、学校との情報共有を密にするよう取り組んでいるところでございます。

○議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

先ほども少し申し上げましたが、学校では出席日数等の客観的な資料や教育相談、家庭訪問などによる家庭状況等の情報、そして児童生徒に対する日常の観察等を通して、ヤングケアラーの可能性も視野に入れた実態把握にしっかりと努めているところでございます。

○議長（松延隆俊）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

次に、ヤングケアラーに対する取り組みについて伺いますが、本市では、ヤングケアラーと言われる児童生徒に対して、どのような取り組みを行っておられるのか、お伺いします。

○議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

現在、本市においてヤングケアラーに特化した取り組みは行われておりませんが、家庭児童相談室では虐待の通報の中からヤングケアラーについても把握し、そのような家庭とのつながりを持って子どもたちの声を聞いたり、保護者の状況を改善するための相談や支援を行っていくように努めているところでございます。

○議長（松延隆俊）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

聞き取りですね。よろしくお願ひします。ここで聞き取りをしていれば防げた事件というのが

ありましたが、それを紹介させていただきます。本年7月26日の共同通信の発表の内容ですが、2019年の大阪市平野区で知的障がいのある20代の女性が、当時3歳の弟の腹を踏みつけ、死亡させた事件で、大阪市は本年7月26日に行政の対応についての検証結果を公表しております。その女性は6人きょうだいの最も年長で、両親から育児を担わされるヤングケアラーで、そのことへの不満が背景にあったが、区役所などは本人への聞き取りをせず、課題を関係機関と共有して対策に結びつけることができなかつたと指摘しております。検証部会長を務めたNPO法人児童虐待防止協会の津崎哲郎理事長は、女性が利用していた通所施設への聞き取りなどで対策をしていれば、女性が追い込まれて事件になるのを防げたのではないかとの認識を示しております。このようなことから、子どもたちの声を聞くことは非常に重要というふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、政府もやっと昨年末からことしにかけ、全国から抽出した自治体等に対し調査をかけ、本年3月にPTが発足され、5月に最終報告がされたばかりですので、具体的な取り組みや支援策はこれからだというふうに思いますが、既に把握されている子どもさんは現在どのような状況なのか、お伺いします。

○議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

家庭児童相談室がかかわっている家庭につきましては、過度な家事手伝いなどが減るなど改善はされておりますが、そのほかの虐待などの問題もあり、現在も支援を続けている状況でございます。

○議長（松延隆俊）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

ぜひ、その家庭に寄り添っていただきたいというふうに思います。

次に、今回の政府のPTによる報告書によりますと、今後取り組むべき施策として、「学校の教職員は、子どもと接する時間が長く、日々の変化に気づきやすいことから、ヤングケアラーを発見しやすい立場にあるといえるが、教職員へのヤングケアラーの概念の周知は十分ではない。」と報告をされております。小中学校におけるヤングケアラーの早期発見や早期対応などを行うため、教職員に対し研修等をされておられるのか、お伺いします。

○議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

小中学校ではさまざまな児童生徒の問題に対しまして、早期発見、早期対応に努めることによって、日常的に子どもに接する学校現場での意識の向上を図っております。さらに教育委員会では、飯塚市のソーシャルワーカーを招聘いたしまして、生活指導を担当する教員向けの研修会を7月に実施いたしました。その中でヤングケアラーに関する研修も実施いたしております。この内容につきましては、夏季休業期間中を活用いたしまして、各学校に持ち帰っていただきまして、校内研修を進めていただいているところでございます。また、各小中学校では生徒指導事案につきましては、内容によりまして月1回、または各学期ごとに行うといった頻度で、生徒の悩みや不安を把握するためのアンケートを実施してございまして、該当する児童生徒には個別に聞き取りを行うなど、早期発見に努めております。また、常日ごろから子どもの体調不良や休みがちな児童生徒等、気になる児童生徒に対しましては、各学年担任等で家庭訪問を繰り返すとともに、管理職を中心に定期的に児童生徒部会を実施し、情報交換を進めております。家庭に関する問題につきましては、学校の教員と行政機関のつなぎ役となりますスクールソーシャルワーカーとケース会議等を行い、支援が必要な家族に対しましては、要保護児童対策地域協議会につなぐことで、

困難を抱えた子どもや家庭の支援にしっかりと対応をしているところがございます。

○議長（松延隆俊）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

次に、冒頭でもありましたけれども、現在数名の児童生徒に対して支援等を行っているというのですが、報告書では17人に1人の割合で計算をいたしますと、1学年で58人にも上りま
す。実際の数としては下回るとは思いますけれども、事前に必要な支援体制を構築しておく必要が
急がれるというふうに思いますが、市としてどのように考えてあるのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

ヤングケアラーは早期に発見して適切な支援につなげていくことが必要でございますが、家庭
内のデリケートな問題であることなどから、表面化しにくい構造であり、また社会的認知度が低
く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人がそれに気づくことができないこと
で、発見が難しいといった課題もございます。その課題を解決するためには、まず、子どもや周
囲の大人に対してヤングケアラーについて正しい認識を持っていただくため、周知していくこと
が大事なことだと考えております。家族のケアやお手伝いをする事自体は本来すばらしい行為
であり、それが過度の負担により学業等の支障が生じたり、子どもらしい生活が送れなかつたり
するということが課題であるという点を理解することが重要であり、ヤングケアラーと家族への
お手伝いの違いが認識できるような適切な周知方法や、福祉・介護・医療・教育等の関係機関が
連携し、ヤングケアラーを早期に発見する仕組みづくりなどについても、今後検討してまいりた
いと考えております。

○議長（松延隆俊）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

報告書の中で、子どもらしい暮らしができずにつらい思いをしているヤングケアラーにとって
青春は一度きりであり、さまざまな施策について、スピード感を持って取り組むとありますので、
よろしく願いいたします。

次に、報告書の相談について記述されている内容は、中学2年生では67.7%、全日制高校
2年生では64.2%が相談した経験がないと回答しておりますが、本市の相談体制についてど
のように考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

国におけるヤングケアラーの相談体制につきましては、「児童相談所相談専用ダイヤル」や
「24時間子供SOSダイヤル」、「子どもの人権110番」などが相談窓口として設置されて
おりますが、本市の福祉関係の相談窓口につきましては、家庭児童相談室がその窓口になってお
りますが、子ども自身が相談しやすい相談窓口にはなっておりません。支援を必要としている子
どもなどが相談しやすい相談窓口等の設置につきましては大変重要なことであると考えておりま
すので、ヤングケアラーの相談体制に合わせて、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

次に国では、「既に家族介護者がいることをもって一律に居宅サービス等の対象外とはしない
よう、地方自治体に通知しているが、特に、子どもが主たる介護者となっている場合には、子ど

もを『介護力』とすることを前提とせず、居宅サービス等の利用について十分配慮するなど、ヤングケアラーがケアする場合のその家族に対するアセスメントの留意点等について地方自治体や関係団体に周知を行う。また、サービス提供主体が、ヤングケアラーのいる家族に対して介護サービスを行う場合の取扱いの明確化の検討、障害福祉サービスの家事援助を行う場合の取扱いの再周知を行う。」と報告に記載されておりますが、本市の状況はいかがでしょうか。

○議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

国の報告書に記載された家族介護者がいることをもって一律に居宅サービス等の対象外とはしないとする国からの地方自治体への通知については、福岡県が指定訪問介護事業所に対して毎年行っております集団指導において周知徹底を行っているところです。ヤングケアラーに係るアセスメントの留意点や、介護サービスを行う場合の取り扱いについては、今後、福岡県を通じて、国から通知がありました場合に、事業所に対し周知徹底を行ってまいります。障がい福祉サービスにおいて、子どもを「介護力」とすることを前提とするような取り扱いはないものと認識しておりますが、支給決定を行う際には引き続きこのことに留意するとともに、サービス利用計画を作成する相談支援事業所に対しても通知を行ったところでございます。

○議長（松延隆俊）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

そこはしっかりよろしくお願いします。ぜひ子どもを「介護力」とすることがないように願います。

今回はヤングケアラーである18歳以下に特化した質問を行いました。その期間以降にも数々の問題があります。私ごとですけれども、私の友人の話ですが、私の同級生の話ですけれども、答弁にもありましたケース登録されるような家庭ではない家庭ですけれども、奥様が若くして脳梗塞で体が不自由になり、同級生と娘さんで世話をしておられましたが、同級生が娘さんに「お父さんお母さんのことは心配しなくていいから、自分のことを考え、家を出てもいいよ」というふうに言ったそうです。娘さんは、大学進学や結婚などで家を出るにしても、父一人に母の世話を頼むのがつらいと思い、家を出ないで自分の人生を犠牲にすると考えているのではないかと、娘さんの思いを察して言ったと思います。私はその話を聞いたときに、同級生、そして娘さんの気持ちが痛いほど胸に迫る思いを覚えております。娘さんは成人ですから介護力の是非は問いませんが、ヤングケアラーの時期から行政の支援で安心できる体制や家事支援が充実できることを望むところです。

また、今回の報告書を作成した「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」の有識者である成蹊大学文学部現代社会学科の教授、冒頭にも話しましたが、澁谷智子氏は次のように言われております。「母子世帯は25年間で1.5倍、父子世帯は1.3倍になったと言われております。このように、家族の中の人手、家族が家にかけることのできる時間は、相当減っていると思います。一方で、日本人の平均寿命は世界トップレベルで伸びていまして、しかも健康寿命は平均寿命よりも10年短いということで、人生の晩年には誰かに支えられる10年があると言ってもいいのではないかと思います。高齢者の数も、精神疾患を持つ方の数も増えています。そういう意味で、ケアを必要とする人は増えている状況、そして、そのケアは家族がすることが期待されています。実際に、家庭では、子どもをケアに向かわせる力は大きく働くのですけれども、子どもがケアをすることを止める力は働きにくい状況にあります。つまり、家族は、子どもがケアをしてくれると、『本当にありがとう』、『すごく助かる』と言いまして、子どもは自分が役に立っていると思って、ますます頑張ってしまう。でも、ケアの状況がさらに重くなる、あるいは病状が悪くなるというときに、子どもは自分の頑張りが少な

かったのかもしれないと思って、ますます頑張ってしまうという力も働いてしまうことがある。家庭の中、家族の中には、それを止める力が恐らくはないと思います。子どもが家族の役に立とうとすることはよいことだと思うのですけれども、自分のことができなくなるまでケアを引き受け過ぎないように、家族の外の人が子どもの負担を軽減する方法を真剣に考えていくことが必要とされているのではないかと思います。」と言われております。

今回の厚労省、文科省が示されました報告書で次のように取り組みをするというふうに言われております。幾つか申し上げます。1つ目に「地方自治体における現状把握の推進」、「ピアサポート等の悩み相談や、福祉サービスへのつなぎなどの相談支援の推進」、「社会的認知度の向上」など、認知度キャンペーンや具体的数値目標が示されておりますので、早急な準備をお願いし、できるところから早急に実施していただくよう要望し、質問を終わります。

○議長（松延隆俊）

暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（松延隆俊）

本会議を再開いたします。12番 江口 徹議員に発言を許します。12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

本日は「コロナ対策について」、そして「オートレースについて」、2問お聞きいたします。質問通告では、オートレースのほうを先にしておりましたが、申しわけございません。「コロナ対策について」を先にさせていただきます。

まず、公共施設についてお聞きいたします。もともと、公共施設の設置に関しては、大切なサービスだから、市民にとって提供するだけの大切なものであるから、公の施設として条例をつくって設置しています。確かにその条例の中では、非常時において、市長において臨時閉館ができることになっておりますが、これについては、やはりもともとの成り立ちを考えると、抑制的であるべきと考えています。ただその中で、こういったコロナの状況の中、今回、緊急事態宣言になり、またデルタ株という中で、多くの公共施設が閉鎖というような形になったわけですが、今回の判断がどのようになされたのか、まずお聞かせください。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

市民利用型公共施設につきましては、これまでは感染防止対策を徹底した上で、可能な限り利用できるように対応してまいりました。福岡県がコロナ特別警報を発動したときも、県は県有施設の閉鎖を行い、市町村にも閉鎖の依頼をされましたが、本市といたしましては、より厳しい感染対策、そういった措置をとりながら、例えば使用する団体は、必ず感染防止責任者を設置するなどの対応策をとりながら開設いたしてきました。しかしながら、現在流行しておりますデルタ株につきましては、感染力が非常に強く、これまでと同様の対策では感染防止を徹底することは厳しいと判断したため、緊急事態宣言の実施区域となった段階で、原則休業と判断いたしました。

ただし、開催変更ができない、または市民生活上特に必要なイベント等を実施する際は、県が示しております感染防止対策の徹底を求めた上で、利用許可を行うといたしております。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

具体的に1カ所、ちょっとお話をお聞きいたします。図書館について、この閉館という判断は、どのようになされたのか、お聞かせいただけますか。

○議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

図書館の休館につきましても、ほかの公共施設同様に、感染力の強いデルタ株への置きかわりや、県内におきまして、これまでにない感染拡大が見られたことから休館といたしました。これまでも、図書館では基本的な感染対策であります来館時の手指消毒、マスク着用、入館前の検温、体調不良の場合は利用を避けていただく、そして入館後は人との距離をとっていただき、滞在時間を一定の時間に制限するなどの感染防止対策に対するご協力をお願いし、開館に努めてまいりました。

しかし、7月29日からの福岡コロナ特別警報及び8月2日からのまん延防止等重点措置適用の時点で、県内の多くの自治体では、図書館を休館あるいは滞在時間の短縮などの規制に踏み切っております。その後の8月20日に緊急事態宣言が発令されましたことによりまして、本市図書館におきましては、他地域からの来館者の流入が想定されること、また、夏休み期間につきましては、家族連れの来館者が多くなることなどから、人の移動を抑制し、感染予防につなげていくためには、休館もやむを得ないものとして判断したものでございます。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

そういった経緯があったということではあるんですけど、現実には図書館という施設を考えたときに、図書館でクラスターが発生したという話というのは聞かないわけです。片一方で、学びの場であると同時に、片一方では産業の基盤でもあるわけですね。何かを調べようとするとき、そういったときにも活用されるだけの施設であるわけですね。ほかの公共施設も同様に、いろいろな役目があるのだと思っています。そこそこで、本当にここは閉めなくてはならないのかどうか、そこをしっかりと考えた上でやっていただきたい。またあと、後ほど述べますけれど、そこを閉じるときに、その検討に関して、しっかりと専門家の知見等々も活用しながら、しっかりとやっていただきたいと思っています。また、その点に関しては、私たち議会についても、行政に任せただけではなく、こうやってやるべきだというふうなことについて、しっかりと考えなくてはならないと思っています。

公共施設についてもう一点、プールについて、プールというか公共施設の運営とそれを支えるための仕組みについてお聞きします。公共施設に関しては、指定管理でやっていただいているという施設が幾つかございます。その指定管理でやっていただく施設の中には、利用料金制をとっていたりするところもございます。また、利用料金制をとってなくても、閉じた場合、そこで働いている方々の人件費をどうするのか、そういった形が問題になるかと思います。この点に関しては、飯塚市としては減収となった場合、市がきちんと補填をしていただくというお話だったかと思います。その点については、きちんと人件費等々、減収になった分に関しては補填をするというふうな形だったかと思いますが、その点についてご確認をお願いいたします。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

まず全庁的に、新型コロナウイルス感染症に伴う休業等の指定管理施設における委託料の取り扱いについては、全庁的にこれは定めております。この中では、人件費は当初計画どおりにすることを基本とし、利用料金については、その影響額を補填することといたしております。なお、事業経費等については、発生した不用額については減額し、委託料を確定して影響額分を補填す

るというようなことといたしております。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

このコロナ禍の中において、安心して事業を継続するためにも、雇用の確保を前提に減収補填は必要である、その点についてきちんと配慮していただいているということは、ありがたいことではあるのですが、それが本当にきちんとやっただいただいているかどうか、改めて確認をした上で、指定管理の相手先と協議をした上で、昨年だったり、今年度もあるわけですから、その分について確認しながらやっていただきたいと思います。よろしいですか。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

昨年に引き続き、今年度も新型コロナウイルス感染症拡大により施設の休業による影響とともに、施設利用、そして収入においても、大きな影響が出るのが予想されます。今後とも指定管理者と協議し、円滑な事業実施が可能となるよう努めていきたいと思っております。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

次に、専門家の知見等の活用についてお聞きいたします。飯塚市は、このコロナ対策において、いち早く行政アドバイザー3名にお願いしましたよね。その行政アドバイザーを含め、専門家の知見の活用等については、現状どのようになっているのか、お聞かせください。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

行政アドバイザー会議につきましては本年度は開催しておりませんが、専門的な知見を有した委員と個別に電子メールや電話等でご相談させていただいております。そのご意見を参考に、市の新型コロナウイルス感染症予防事業等に反映しているところでございます。具体的には、新型コロナウイルス感染症のスクリーニング検査の有効性や適正な実施時期、それからワクチン接種の優先接種についてどうするのか。それから集団接種会場での感染防止対策をどのようにやっていくのか。そういったものについて協議、アドバイスを受けております。

また、アドバイザーの方からも積極的にアドバイスをいただいたこともございます。例えば災害時の避難所におけるコロナ対策については、情報提供、こういうリスクがあるよというような、そういったアドバイスも積極的にいただいているというような状況でございます。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

それでは、今回の緊急事態宣言の後、公共施設をずらっと閉めました。今回の判断に際しては、行政アドバイザーから、もしくは専門家等の知見に関して、どのようになされたのか、お聞かせいただけますか。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

緊急事態宣言を受けて、アドバイザーにその件を受けて聞いたということはございません。今回の緊急事態宣言を受けまして、本市といたしましては、福岡県対策本部が方針を示されておりますので、市の対策本部ではその方針を受けて、学校・保育所等の対応、公共施設やイベントの

対応について協議検討いたしております。アドバイザーにつきましては、もちろん時間的な余裕もございませんでしたので、相談いたしておりませんが、本市といたしましては、アドバイザーについては、市の施策の有効性や公共施設やイベントなどでの感染防止対策等を平時から相談し、緊急時にそのアドバイスが生かせるような仕組みにしていくということを考えておりますので、今後もそのようにしていきたいと思っております。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

今回のような公共施設を閉めるという、ある意味大きな決断なわけです。皆さん方の暮らしを支える大切な施設だからこそつくったわけです。だからこそ多額の税金を使って運営をしているわけです。それをやはり閉めなくてはならない。そういうときこそ、行政アドバイザーの知見をしっかりと聞きいたすべきだと思っております。先ほどお話がありましたよね。電話やメールを使ってご意見をいただいているんですね。確かに集まっていただく必要はないと思うのです。電話やメールで結構ですし、ウェブ会議で十分なんですね。ある意味、定期的に、例えば週に一遍、この時間帯でお願いしますというお話を原則でして、そこできちんとやっていく。これこれは今こんな状況なのですかというような意見交換をしながら、私どももこういう国の状況を見ると、こうやって緊急事態宣言に入りそうです。私どもとしてはこうやって閉めようと考えていますが、いかがでしょうか。例えば、この施設に関してはこうやってやろうとか、こういう理由でこうやってやろうかと考えているのですが、いかがでしょうか、そういった知見の活用が必要であると思っておりますが、いかがですか。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

アドバイザーという方の責任というのを考えたときに、今回のような緊急事態宣言が発令されて、公共施設を閉める、閉めない、そういう判断をするというのは非常に重いものかなというふうに思います。もちろんアドバイスということではあったとしても非常に重い。その前提としては、その公共施設一個一個について、換気はどうなっているのか、人の流れはどうなっているのか、そういうものを一つ一つ、やはり専門家としては把握した上で、緊急事態宣言が出たときに、例えば1日3時間だったらこの施設はオーケーとか、1時間スパンで休憩をとって開けるのであればオーケーというようなことを、例えば判断をもしされるということになれば、当然一つ一つの公共施設の詳細を把握した上で、判断・アドバイスをしていただかないと、専門家としては非常に責任をとるのが大変だろうと思います。

そういう中で先ほども答弁いたしましたように、緊急事態宣言が出るということよりも、その施設において感染防止対策を、どう設置する側としてとるのかというのを、平常時においてやはりアドバイザーにきちんと相談し、そしてその対応をとるというのが大切であって、その延長線上に緊急事態宣言が出たときに、市としてどう判断するかというような流れで、私どもとしては考えていきたいと思っております。ただ、質問議員が言われるように、やはりアドバイザーの有効活用というのは大切なことですので、それはもう積極的に今後させていただきたいと思っております。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

平常時にきちんとやった上で、なおかつその最後の判断の前に、厳しい判断をする前に再確認をする。だから平常時にきちんとそういった意見交換が必要なんだと思うのです。きちんと調べた上で、なおかつそれをきちんと市民のほうにも見えるようにすべきであると思っております。や

はり市民に見えるように、大切だと思うのです。そう考えると、コロナの初期のころに関しては、市としてはタイムラインをつくっていました。こうなったらこうするよというやつですね。それが、たしか今年の夏前後ぐらいかな、タイムラインについては、ちょっとこれについては難しいという話があって、なくなったと記憶しております。やはり見通しがつくというのは大切なことだと思うのです。それは市民の方々もそうですし、皆さん方、働くほうもそうでしょうし、それにまつわるいろいろな方々、お仕事で入っておられる方々もおられるでしょう。会社さんとかもあるでしょう。委託で清掃に入っている、警備に入っている、いろんな方々が関連するのだと思います。そういったことを考えると、やはり見通しをはっきりさせるために、再度タイムラインをつくってはいかがかと思うのですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

昨年4月に、確かに市のほうとしてタイムラインを作成いたしております。この当時は、国も県もそのような指標というものがございませんで、今おっしゃりますように、こういう段階になったら公共施設については時間短縮しましょう、休業しましょうというのを市民の方にわかりやすくするためには、当然そういうものが必要だという思いの中で作成はいたしておりました。ただ、コロナウイルスについては今、変異株がどんどんどんどん出てくる中で、感染拡大のスピード、それから感染対策の尺度、ここについて非常に、想定するというのが、市のほうで想定するというのが難しいなというような課題もございまして、現実廃止、最終的には廃止、途中いろいろ考えていこうということで努力はしてみたのですが、残念ながら難しいということで、廃止をしたという経緯でございます。

今、福岡県のほうでは、新規陽性者数それから病床使用率、重症病床使用率の3つの指標をもって、コロナ警報という一定のタイムラインを設定してありますので、本市といたしましても、こういった県のタイムラインを活用しながら、県と連携をとった上での対策をとることが必要であって、本市独自のタイムラインを作成するということは、今考えておりません。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

残念だなと思います。やはり見通しを市民の方々にはっきり示すということが大切であると思っています。

次に、検査についてお聞きいたします。このコロナの現状の中で、やはり検査の拡充が必要でないかという部分を考えるわけです。市立病院もしくは医師会検査センター等、そういったところへのPCR検査機器の導入などを検討していただきたい。それについて、市として購入をして、そちらのほうで運用していただく、そうやっている自治体もあるのです。そういったことを考えるわけですが、その点についてはいかがですか。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

質問の前に、最初にPCR検査体制の状況について、ご説明させていただきます。保健所以外で、市内のPCR検査体制の状況になりますが、私どもが把握しているところでは、飯塚病院、市立病院ではPCR検査、それから済生会病院では抗原定量検査ができる装置を整備してあります。そして検査をされているという状況でございます。また、医師会の会員の診療機関においてPCR検査をされているところにつきましては、民間の検査会社に委託して実施されております。現時点で検査対象者がふえて、検査ができないというような報告は聞いておりませんが、今、質問議員が言われますように、今後感染が拡大して、もし検査数が不足するようなことがあれば、

医師会、保健所などと協議して、検査体制の確保を検討することは重要なことだというふうに思っております。ただし、PCR検査機器を導入する場合は、その機器を使用できる検査技師の確保、それから陰圧施設といった設備上の問題もございますので、設置可能な医療機関は限られてくると思っております。

そういうことも含めまして、本市といたしましては、感染者が増加する中で、市民の方の感染に対する不安解消、感染者の早期発見・早期治療、そして医療機関の検査負担の軽減を図るため、9月からソフトバンク新型コロナウイルス検査センターと連携し、市民の方の検査支援を行うようにしております。支援の対象となる方につきましては、陽性者と接触した方や、集団感染が発生した会社や学校、団体等に所属する方と接触したとか、そういったところで勤務をしたとか、働いたとかいうような方で、いずれも保健所や医療機関が行う行政検査の対象とならなかった方を対象として実施していきたいというふうに考えております。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

市内にはある程度検査機器があつて、そしてまた、なおかつソフトバンクさんと協力をしながら拡充をする、ありがたいことだと思っております。ぜひ不足のないようにやっていただきたいと思っております。先ほど紹介しましたように、ある自治体では、自治体のお金を入れて、その部分で安く検査ができるという形をつくったりしております。そういった面も含めて検討していただけたらと思っております。

最後に1点、だんだんこのコロナの感染拡大については、原因が飛沫感染であるとか、そういった部分からだんだんだんだん空気感染ではないか、エアロゾルではないかという話が非常にふえてきております。そういった文献も出てきて、論文も出ているのですね。そういったことを考えると、その防御の大きな部分はマスクと換気というふうな形で言われます。そのマスク、感染防止の大きなツールでありますけれど、どのようなマスクを使うかで効果は大きく変わってきます。いろんな実験、富岳の実験もありました。また、医師が別な形で実験をやっている部分もあります。そういった部分で、不織布であるのか、そうでないのかで大きく性能の差が出ているんだよというお話があります。そういったことを含めると、いろんなところで不織布を使ってくださいと、ウレタンマスクに関しては非常にその点については劣るのですよ、すかさずなんですよという文献さえあるんです。不織布マスクを市としても強力に勧めるべきであると考えますが、その点いかがですか。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

厚生労働省によりますと、一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持つということがございます。自分と相手の双方がマスクを着用することで、ウイルスの吸い込みを70%以上抑える研究結果もございます。そのうち双方が布マスクであれば70%減、不織布マスクであれば75%減という研究結果も出ております。会話の際など、両者が飛沫感染の予防に努めることが最も大切だと認識いたしております。国におきましても、品質の確かな、できれば不織布を使用してくださいということでホームページでも推奨しておりますので、本市といたしましても当然、推奨してまいります。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

ぜひその点をしっかりとPRしていただきたい。片一方で、やはりマスクができない方々もおられます。そしてまた、小さい子どもさん、乳幼児に関しては、マスクに関して窒息の部分もあ

ったりするので、着用については勧めないという小児科医会等の話もあります。また、通常の散歩であるとか、外出のときに周りに人がいない状況では、当然のことながらマスクをする必要はないというのも一方であります。そういったこともあわせて、しっかりとPRをしていただきたいと思っています。

続いて、「オートレースについて」お聞きいたします。6月議会の中で、オートレースについて取り上げ、メインスタンドの建てかえ36億円については、過剰な投資となるのではないかというお話をさせていただきました。それから3カ月たったわけですが、残念ながらプロポーザルで、プロポーザルというか公募型で、メインスタンドの建てかえに関して、公募がなされているというように感じています。これまでの間、市としては、私の質問以降、どのような協議を行ったのか、お聞かせください。

○議長（松延隆俊）

公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（山田哲史）

6月議会での質問をいただきまして、このまま整備事業を進めるのかどうか、もう一度しっかり考えていただきたい。また、一旦立ちどまることも必要なのではというふうなご意見をいただきまして、当課におきまして検討のほうを行いました。現時点では事業見直しとの結論には至っておりません。

検討の内容でございますけれども、なぜ立ちどまることができないのかというところにつきましては、第一義的には3月の予算議会におきまして、予算審議を経まして、本事業への賛同をいただいていること。また事業規模につきましても、現在の入場者数よりコンパクトなものとしていること。またさらにスケジュールについて、整備スケジュールについては関係団体と密に連絡をとり、他場での開催との調整を図り、進めている事業であり、立ちどまることで全体スケジュールにおくれが生じること。またおくれが生じた場合に、他場での開催に支障を来し、開催日の増減だけではなく、選手のあっせん、包括委託のトーターの業務、また場内食堂や情報協会の営業など、その影響範囲が多岐にわたること。このような問題が生じることが想定されまして、その問題は早急に解決できるものではないと判断したため、立ちどまらないものでございます。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

今、課の中での検討をしたというお話がございました。市長、副市長、庁議とか、課内以外で、庁議であるとか、そういった部分で検討がなされたのかどうか。そしてまた、担当課のほうには、何らかの、こういうことを検討してはどうかという指示とかはあったのかどうか、その2点はいかがですか。

○議長（松延隆俊）

公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（山田哲史）

まず本件につきましては、庁議の中では諮ってはおりません。また、その結果につきましては当初方針と変更がないために、部長、副市長、市長のほうへの報告のほうは上げておりません。また、市長、副市長のほうから、この件について何らかの指示があったのかということにつきましては、あつてはおりません。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

市の財政に寄与するためのオートレースであると私は考えています。その点、いかがですか。

○議長（松延隆俊）

公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（山田哲史）

ご質問のとおり、オートレース事業の目的の一つは地方財政の健全化となっており、事業開始より総額587億4600万円の繰り入れを行ってまいりました。平成10年度より昨年度までの間、市財政への繰り入れはできておりませんが、できるだけ早く市財政へ寄与できるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

確かに平成9年度までは多額の繰り入れをしていただきました。ただ、言われたように、平成10年度以降、繰り入れはなしなんです。平成10年度、1998年ですよ。もう20年を超えて繰り入れがないのです。さきの6月議会での質問では累積赤字の解消、スタンド起債の解消まで一般会計への繰り入れなしと。つまり、市の財政への寄与がないという答弁でした。では、このメインスタンドをつくって、市の財政へ寄与するようになるのはいつですか。

○議長（松延隆俊）

公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（山田哲史）

さきの6月議会での答弁と同じ答弁となりますが、まず、一般会計への繰り入れ時期につきましては、起債償還が終わってからという考えに立てば、令和23年度からということになりますが、赤字解消後の収益の活用方法により、繰り入れ時期は前後するものであると考えております。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

今の答弁は、基本23年で考えていますと、ですよ。令和23年ですよ。要するに20年後ね。片一方で、赤字解消後の収益の活用方法いかんによっては前後する。多分これは、赤字は解消しました、黒字にはなったのだけれど、施設改善とかの積み立てとかが必要になるかもしれないので、もしかしたら後にずれるかもしれないよという話だと思うのですが、そのとおりでよろしいですか。

○議長（松延隆俊）

公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（山田哲史）

赤字解消後、黒字が出た場合の黒字の活用方法につきましては、今、質問議員がおっしゃられるような方法のほか、例えば基金積み立て、そういった活用、または償還の前倒し、そういった部分についても検討する必要があるとは考えておりますので、赤字解消後、黒字が出た段階でその黒字の幅に応じて、活用方法については考えたいというふうに考えています。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

どちらにしても基本は20年後というわけです。20年繰り入れがなかったけれど、さらにまた20年繰り入れしないよという話なんですよ。さきの6月議会の一般質問の中でも聞いたのですけれど、第2スタンド、そして選手宿舎に関しては、急ぎ対応が必要と考えています。この点について、試算が出ていないということに対して、それについてはいかがなものかと厳しく指摘をしておりました。改めてお聞きいたします。第2スタンドと選手宿舎に関して、どの程度の費用が必要と考えておられますか。

○議長（松延隆俊）

公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（山田哲史）

第2スタンド及び選手宿舎の費用についてでございますけれども、費用的な試算につきましては、当然必要とは考えておりますが、まずはこういった対応をするのか、方向性や整備計画といったものの策定が必要であると考えており、費用面については、そういった方向性や整備計画から算出されるものとなります。そのため、現時点において費用の算出のほうは行っておりません。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

多分、逆なのではないですかね。こうしたらこのぐらいかかる、こうしたらこのぐらいかかる、こうしたらこのぐらいかかる。そうやって、選択肢をいっぱい並べた上で、では全体的に考えて、これを選ぼうという、そうなるのではないかと思うのです。

次に、累積赤字解消までに、今後、改修が必要となる施設はどこどこで、また、どの程度の費用が必要であると考えておられるのか、お聞かせください。

○議長（松延隆俊）

公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（山田哲史）

累積赤字解消までという期間ではありませんが、今後、建てかえ、改修や解体等の何らかの工事が必要と思われる施設は、選手宿舎、それから競走車保管庫、第2スタンド、中央食堂等がございます。先ほどと同じ答弁になりますが、費用については、計画を作成していないため試算のほうはしておりません。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

試算はないわけです。20年入らなかつた、今後20年繰り入れしない。なおかつ、今言われた4つの施設、選手宿舎、競走車の保管庫、第2スタンド、中央食堂等がありますということでしょう。ここでまたどんとお金がかかったら、またさらに後ろにずれるわけですよ。今でも40年入れないとなっているのが、50年、60年になったら、何のためにレースをするのでしょうか、となるわけです。そこで費用、この前6月議会でお聞きしたら、選手宿舎に関しては、船橋でしたかね、事例があったと。ほかの部分と一緒に建てた分ではあるんだけど、これが100億円だったという話でしたよね。片一方で私が紹介したのは、通常のビジネスホテル、100人ぐらいの宿泊を考えると、10億円前後ぐらいなのかなというお話しをしました。100億円という額とは全く違うのだけれど、これでも10億円なんですよ。片一方で、第2スタンド、第1スタンドと規模としてはそんなに変わらないですよ。6月議会でお聞きしたのは、今年度、来年度にいろんな工事が入っていますよね。来年度、解体が入っているのだけれど、それについては、来年度のおおよその工事費については10億円となっている。そうすると、それが解体費用と考えていいのかとお聞きしたら、それについてはそのとおりだという答弁でした。もし解体になって10億円かかると10億円ではなく、これは20億円ですよ。宿舎と第2スタンドを、もし解体したとして、さっきの6月の答弁が正しかったとして、ここで20億円ですよ。36億円で、また20年追加した。これにまた20億円加わると、またまたずっと延びるわけです。果たしていいのでしょうか。

メインスタンドの建てかえについてお聞きいたします。第1スタンドの改修について、6月議会では、耐震改修工事を行い、再利用することも検討したけれど、観覧席やお客様が使用する通路に耐力壁や筋交いが入ることにより、観覧するお客様に対し支障が生じることになるとの答弁でありました。そうやって視界が遮られるのは、収容人数の何割なのか。そしてまた、今の入場

者数は何人なのか、お聞かせください。

○議長（松延隆俊）

公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（山田哲史）

まず先に、入場者数のほうでございますけれども、現在の本場開催入場者数につきましては、令和2年度の実績で申しますと年間7万217人。1日平均では1276人となります。次に視界が遮られる方は収容人数の何割なのかというふうなご質問でございますけれども、まず座席に座っておられる方、第1スタンドの座席に座っておられる方については、影響はないというふうに考えておりますが、座席後方から観戦される方につきましては、競走車が走っている場所、また観覧者がどの位置で見ているのかによって、視界や視野が変わるために把握のほうはできません。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

何かわからないということなのですよね。改修しない理由、大きな理由の一つとしてお客様にとって不便なんだ、邪魔になるんだと言っているのだけれど、では、それは何人なのかと話をすると、それはわからないという話なのです。いいんですかね。

次に、同じく6月議会の答弁で、建設時より50年以上経過しており、老朽化が著しいため、耐震補強工事のみだけではなく全面改修が必要、また改修工事を施しても、躯体の耐用年数は延びないことというお話がありました。この躯体の耐用年数は、なぜ延びないのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（山田哲史）

躯体の耐用年数が延びない理由でございますけれども、まず、耐震補強工事以外の工事につきましては、第1スタンドは老朽化が激しく、雨漏りなどによる防水工事、ひび割れ等による外壁改修工事、老朽化により腐食している配管の敷設がえ工事、換気設備がないことによる空調設備の改修工事、内装工事や非常用設備、その他もろもろの改修工事が必要となります。耐震調査の中におきまして、構造調査という調査を行っております。この中で老朽化したコンクリートがございまして、そのコンクリートの劣化ぐあいを調査しまして、その結果、コンクリートが中性化しているというふうな結果が出ております。こういったことから、施設そのものの耐用年数は延びないというふうに考えておるところでございます。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

今、耐用年数は延びない、中性化しているから延びないという話だったんですけど、それ耐震診断ですよ。耐震診断、情報公開いただきました。これを読むと、こうあるんです。評価書の中で、総括とあります。専門委員会意見、この中にこうあります。「代表的なRC柱サイズが600×700帯筋9φ@250である。コア強度は設計基準強度を下回る箇所があるが低強度コンクリートとはなっていない」とあるのです。耐震改修計画をつくってあるわけです。これに対して、県の建築物耐震評価委員会も、耐震改修計画は適当であるとあるのです。ということは、本当に耐用年数を過ぎる、耐用年数を過ぎて、もたないですか。耐用年数というのは47年ということでしょう。現実にRCづくりの建物で、100年を超えている建物はいっぱいあるわけですよ。同様にここについても、きちんと手を入れればもつんだよというのが、この耐震診断と耐震改修計画に対する県の判断だと思うんです。そうすると、今のお答えの耐用年数が延びることはない判断しているというのは、私は間違いであると考えています。片一方で、コンパクト

ト化により維持管理経費を抑えることを目的と言っているんだけど、維持管理経費の減を大きく上回る建てかえ費用が発生するのではないかと思っているんです。改修前後のランニングコストはどれだけ違うのか、お聞かせください。

○議長（松延隆俊）

公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（山田哲史）

ランニングコストでございますけれども、光熱水費ということで答弁のほうをさせていただきます。光熱水費におきましては、オートレース場の主に利用している建物の延べ床面積案分で算出しますと、第1スタンドの光熱水費は年間約1910万円。建てかえた場合は、年間約588万円となり、年間1323万円の減と試算しております。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

考えてみてください。維持管理費の減、1323万円なわけですよ。10年で1億3千万円なのです。20年たっても2億6千万円なのです。建物は幾らかかるのか、36億円かかるのです。そうすると、どちらを選ぶのだらうと思うのです。こういったことを考えると、1日でも早く累積赤字を解消し、一般財源への繰り入れを始めた上で、施設改善のため貯金をして、それが一定額となって、大きな改修をすべきであると考えます。方針転換すべきではないですか。

○議長（松延隆俊）

公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（山田哲史）

積み立てを行って、一定額に達した後に大きな改修をすべきではないかというご意見でございますけれども、議員の言われる手法もあるとは思いますが、耐震性に問題がある建物を問題を認識しているにもかかわらず、財政見通しも立っている中で、対応を先送りするよりもできる限り速やかに整備を行い、飯塚オートに來場される方に快適で安心して楽しんでもらいたいというふうに考えております。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

耐震改修、耐震の問題については、このように解決策が明らかになっています。これは1億6千万円ですね。その程度で耐震改修ができるのです。問題は解決になります。片一方で財政計画、財政の見通しが立っていると言っただけけれど、言うように見通し立っているけれど、そんなに長い間繰り入れしないわけですよ。市の財政に寄与しないわけですよ。なおさらまたさらに延びることが十分考えられる。せっかく累積赤字が減ってきたのです。そしたら、今こそ、本当にこのままやっていいのを見直すべきではないかというのが、6月以来の私の主張なんです。3カ月間あったわけですが、先ほどお話があったように、庁議での検討はなかったわけですが、担当課はこうやって検討された。やはり担当課としては、こうやって事業計画が出ている以上、そうやってやらざるを得ないと思うのです。改めて市長にお聞きいたします。そもそも全体の計画なしに、この36億円もの巨費をこうやってメインスタンドの建てかえに使うべきではないと考えます。オートレースの廃止を含めた上で、検討した上で、判断すべきであると考えますが、いかがですか。

○議長（松延隆俊）

公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（山田哲史）

例えば、これが包括的民間委託の導入前、いわゆる累積赤字がふえ続けていたころであれば、

そういった検討も必要であったかもしれませんが、累積赤字の減少も進み、解消のめどが立っている現状で、廃止の検討は不要であるというふうに考えています。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

市長はいかがお考えですか。

○議長（松延隆俊）

片峯市長。

○市長（片峯 誠）

今、担当の所長が答弁しましたように、包括的民間委託を検討するとき、ちょうど私、そのころはまだ市長ではありませんでしたが、オートレース継続の是々非々について、議会でも随分、慎重な検討、そして協議があったように記憶をしています。その中で、飯塚市の特色であるということ、またオートレース場にかかわるいろんな方々がいらっしやって、そこで雇用も生まれているということ等々を鑑みて、包括的民間委託をしても継続して残していこうということの結論に至ったものと私は思っています。であるなら、よりよいものにして、ファンを獲得し、飯塚の特色として活性化に向かい、今後に残していく。そのような方策の中で、今回のような計画を立てましたので、ご理解いただきたいと思っています。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

前回の質問の中でわかったように、本場で稼げる金額はうんと減っているわけです。昨年度の収支から考えると、昨年度の本場での稼ぎで36億円を返そうとすると、200年かかるという話がありましたよね。多くの稼ぎはネット投票なんです。その中で、この計画をそのまま進めるのか、もともとのレースの目的の市の財政に寄与するところを、ずっと先送りする計画なんですよ。36億円って幾らですか、どのぐらいでしょうね。卸売市場と変わらないぐらいですよ。これに、もしかしたら第2スタンドであるとか、選手宿舎が加わると、体育館と同じぐらいの金額になるわけですよ。学校1個と同じぐらいの金額になると言ってもいいかもしれない。市の財政も厳しいわけですよ。早く稼ぐほうにきちんと切りかえる。もしくはそうでないのだったら、片一方で処分をして、別なやり方を考える。鯉田工業団地、ああやって完売しました。あそこから固定資産税が入ってくるわけでしょう。ある試算によると、毎年3億円ぐらい入っているという試算もあると聞いています。

現状、こうやって公募で進んでいますが、まだ立ちどまる時間はあります。ほかの公営競技をやっているところを見ても、全体計画をしっかりと考えた上で、大きな投資をやっているところがあります。まだ時間がありますので、改めてその分しっかりと考えていただくことをお願いしまして、一般質問を終わります。

○議長（松延隆俊）

暫時休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（松延隆俊）

本会議を再開いたします。8番 川上直喜議員に発言を許します。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は通告に従い一般質問を行います。

第1は、「新型コロナウイルス感染症対策について」です。第5波の感染拡大のもと、緊急事態宣言となっています。まず、感染拡大の状況について、市長の認識を伺います。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

今回、第5波の原因と言われるのが、デルタ株という変異株でございますが、これについての状況でございますが、非常に感染力が強いということでございます。したがって、感染スピードが速いという特徴がございます。これは飯塚市も一緒でございます。そして若い世代に広がっているということでございます。8月での感染状況で言いますと、448人の方が市内感染されております。その中で20代の方が125人、27.9%、その次に多いのが30代で、80人で、17.9%ということとなっております。第4波のときは非常に高齢者施設とかのクラスターもあったことで、70歳以上が非常に多かったのですが、今回につきましては、70歳以上の方は8月では16人ということで、3.6%ということで、スピード、感染力は強いけれども、重症化率は低いというようなものも特徴だというふうに思っております。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

死亡例については、状況はわかりますか。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

市内の死亡例については、情報としては持ち得ていません。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

今、本市における感染の広がりについて、その状況及び特徴の説明がありました。これは市長が市長という立場でどういう認識を持っているかということをお尋ねしたわけです。市長、答弁がありますか。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

この状況に関しては、市長を本部長としております対策本部で共有し、そして協議を進め、この特徴に対する対策をとっております。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

市長の答弁はないですね。本市の感染症対策本部について第5波を迎える時期からの活動状況をお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

第4波と第5波というのはあまり期間があったわけではございません。そういうことで第4波から第5波は連続してずっと対策本部を開いてきたというような状況でございます。したがって、まず5月から言えば、5月から現在まで8回、対策本部を開いているという状況でござい

ます。5月については第4波の特徴でございました大規模クラスター、そういったものが発生したことに対する対応というものを検討してきております。また、5月10日には緊急事態宣言への対応というようなところで第4波については対応してきております。6月18日に緊急事態宣言が解除されたということで、その後への対応というものを検討しておりますが、7月7日が、福岡県が蔓延防止重点措置の解除がありましたので、その対応をやったということでございます。そして7月30日に、逆にもう第5波の影響を受けて、蔓延防止等重点措置への対応をしております。それから8月10日には福岡コロナ特別警報への対応、それから8月18日には緊急事態宣言への対応というような形で、もう第4波から第5波、連続した中で対策本部の活動をしております。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

この緊迫した状況の中で、市の対策本部は月2回程度ということですね。行政アドバイザー会議というのがあります。その役割、メンバー及び活動状況を伺います。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

行政アドバイザー会議、ここで言いますのは多分コロナ対策に対する行政アドバイザー会議だというふうに思いますので、そこについてお答えさせていただきます。その役割についてでございますが、コロナ対策について専門的な助言指導、提言を得るために設置をしております。メンバーについては医師が3人ということで、飯塚病院の医師、それから飯塚市立病院の医師、それから内科の地域の診療所の医師の3名でございます。本年度については、アドバイザー会議については開催いたしておりませんが、電話やメール等において、専門的な相談についてはしておりますし、また、アドバイザーのほうからも避難所運営とか、そういったことに対しての逆に提言を受けて、アドバイスをいただいたというような状況でございます。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

ドクターが3人ということですが、感染症の専門家は、何人おられるのですか。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

感染症の専門家は、飯塚病院の先生については、飯塚病院の感染症の担当の部長様でございます。それから、市立病院については、医師会の感染担当の理事をされております。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

この行政アドバイザー会議は、最後に会議をしたのはいつですか。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

すみません。正確な日付はちょっと手元にはございませんが、今年の10月ごろに開催したと記憶しております。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○ 8 番 (川上直喜)

市長は答弁に立たない。対策本部は月 2 回。行政アドバイザー会議、専門家の知見を市が得る会議は昨年 10 月に行ったきりということがわかりました。

そこで質問の 1 点目ですけれど、医療・療養についてです。入院、宿泊療養、自宅療養の状況をお尋ねします。

○議長 (松延隆俊)

市民協働部長。

○市民協働部長 (久家勝行)

飯塚市の方の分については把握できておりませんが、県内での分は公表されておりますので、その分についてお伝えさせていただきます。入院ですけれども、入院は重症病床に今入院してある方、重症病床は 203 床、県のほうでは準備されておりますが、そのうち 35 床が今使われているということで、35 人の方が入院されているということでございます。それから、確保病床、県が確保した病床ですけれども、これは全て 9 月 5 日現在ですけれども、1472 床ございます。そのうち使われているのが 921 床ということで、921 人の方が入院をされているということでございます。それから、宿泊療養施設、ホテルのことでございますけれども、これについては、県内 10 施設、10 のホテルがございまして、全体で 2106 室確保されております。9 月 5 日現在の使用状況でございますが、1164 室使われているということでございます。

○議長 (松延隆俊)

8 番 川上直喜議員。

○ 8 番 (川上直喜)

盆を明けるごろから急速に感染拡大が広がっていくのだけれど、感染症に対応できる病床は、ピーク時でどのくらい残っておったかわかりますか。

○議長 (松延隆俊)

市民協働部長。

○市民協働部長 (久家勝行)

申しわけございません。ピーク時の分の資料はございませんが、先ほど申しましたように直近で言うと重症病床では 35 床、今使用されていますので 168 床のあきというか、対応できる病床は 168 床。それから確保病床でいくと 551 床、対応できるというような状況でございます。

○議長 (松延隆俊)

8 番 川上直喜議員。

○ 8 番 (川上直喜)

ピーク時でどうかということを知りたいんですけれども、緊急事態宣言が 12 日で解除できない理由の一つに、感染が高どまりしているというのものもあるし、それから病床の逼迫が見られると、60% だということでしょう。こういったことが飯塚市の市民についてわからないというのはどういう理由ですか。

○議長 (松延隆俊)

市民協働部長。

○市民協働部長 (久家勝行)

申しわけございません。手元にあるのが 9 月 5 日現在のデータでございますので、そのピークということで、申しわけございません。もし、事前にそういうことでわかっておれば、これは私どももお調べできたのですが、ちょっとすみません。直近の情報でしか準備しておりませんでしたので、申しわけございませんでした。

○議長 (松延隆俊)

8 番 川上直喜議員。

○ 8 番 (川上直喜)

飯塚市の人数とか状況がわからないのは、どういうことかと聞いたのです。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

これはもう前々から私どもも県のほうには話をしておりますけれども、県のほうとしては個人情報の問題とかがあって、市単位とか保健所単位とかいうことでの統計的な数値というのは出すことができないと。あくまでも、県レベルでの数値しか出すことができないということでございますので、把握ができていないということでございます。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

個人情報にかかわることではなくて、飯塚市内の、あるいは近隣を含めたところの、この感染症に対応できる病床に対してピーク時でどのくらい使用があって、どのくらい余力があったのかということもわからないのですか。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

今、説明いたしました重症病床、確保病床についても、市内のどこの病院が重症病床を持っているのか、どこの病院が確保病床を持っているのかというのは、これは基本非公開というふうにされておりますので、私どもとしても、そこについては把握をいたしておりません。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

何にもわからない状況の中で、個人情報でなくてもですよ、何にもわからない状況の中でどういう仕事をするのかな。市民は不安で仕方ないですよ。そこで、今後さらなる感染拡大が予測されるわけでしょう。そうすると、医療、ベッドの逼迫というのはどのくらいになるのか。東京の現状を見たら、本当に震え上がるような思いですよ。そこで、臨時の医療施設を整備する検討、本市として福岡県とどういう話をしているのか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

臨時医療施設、これは新型インフルエンザの特別措置法で規定されている医療施設でございます。条文を読ませていただきますが、第31条の2ということで、「都道府県知事は、病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、患者等に対する医療の提供を行うための施設であって都道府県知事が臨時に開設するものにおいて、医療を提供しなければならない。」、第31条の3で、「都道府県知事は、臨時の医療施設を開設するため、土地、家屋又は物資を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者の同意を得て、当該土地等を使用することができる。」というこの規定に基づいて、臨時医療施設というものの開設を福岡県のほうがされるということになります。したがって、県の要請があれば、市のほうとしても連携して対応していきたいというふうに思っております。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

感染が確認されたのに入院できず、宿泊療養施設にも入れず、自宅療養となった皆さんの状況、市民の皆さんの状況をお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

今、福岡県の場合は、基本は自宅療養というのはしないと。あくまでも自宅待機者であって、病院または宿泊療養施設への移送というのが基本ですというような考えに基づいております。そういう中で、自宅待機者と県のほうは言われておりますが、その分については9月5日現在、7445人の方が現在、自宅待機者という形でいらっしゃいます。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

飯塚市民がそのうち何人おられるのですか。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

そこについての情報は、県のほうからあっておりませんので、把握できておりません。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

読売新聞が9月3日付で1面でトップで扱いましたけれど、あれは読んで、どういう感想を持ちましたか。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

これは一般論でございますけれども、このコロナ対策については保健所を設置できる市と、していない市によってやはり情報が全然違う。そのために、対応というのもやはり異なるというようなことの問題点が多分出てきたんだろうということだと思います。それは私どもも常々思っています。ただ、ここについてはこの新型コロナの関係で、法律的に言えば、地域保健法、それから感染症法、そして新型インフルエンザ特別措置法、この3つの法律によって、都道府県、それから保健所を設置する市の役割、それ以外の市町村の役割というようなことが明らかに明記されておりますので、ここの法律をどう今後見直すかというのが大きな問題かなというふうに思っています。したがって、9月3日の分についてはそういうことで一定の情報提供をいただけるということを、国のほうが感染症法改正によってしていただけるということであれば、私どもとしても県のほうに、県の保健所とかにも、話をしていきたいと思っております。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

現状でもそれができているところがあるわけですよ。それで、市の自宅待機者、療養の方への生活支援事業の利用状況をお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

自宅療養されてある方に対する市の対応でございますが、飯塚市の自宅待機買物困難世帯支援事業というのを実施しております。これにつきましては、本市が感染者の個人情報を得ることができないために、嘉徳・鞍手保健福祉環境事務所に対象者への事業のご案内をお願いしておりますが、現在のところ、利用者はゼロというような状況でございます。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

自宅療養となった皆さんは、パルスオキシメーターを持つことができるようになっているでしょうか。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

自宅療養の方へのパルスオキシメーターについては、県の保健所のほうが提供されております。確認したところでは、県の保健所としても不足しているというような状況にありませんというようなことをごさいました。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

現実に渡されていない方が何人もおられます。本市としては、パルスオキシメーターはどのくらい準備していますか。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

大変申しわけございません。現状ちょっと資料がございませんので、申しわけございません。把握しておりません。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

小学校や中学校には、どのくらい置いていますか。

○議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

申しわけございません。把握しておりませんが、多分置いていないというふうに考えております。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

先ほどから福岡県との情報共有問題があるんだけど、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所は歩いて10分かからないところであります。ここの情報共有について、これまでどういう協議を行い、改善は進んでおるのか、おらないのか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

先ほどからも申し上げておりますように、感染者個々の情報というのは今でも提供についてはできておりません。ただ、感染の動向とか、全体的な動向については情報として提供いただいております。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

宿泊療養施設について、いづつかスポーツ・リゾートなど名前を挙げて飯塚市内に設置するよう求めてきましたが、福岡県との協議はどこまでできていますか。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

宿泊療養施設についても福岡県のほうが設置主体となってやるものでございます。現時点では、ここの筑豊地区に宿泊療養施設を設置するということでの、県のほうから要請はあっておりません。あれば早急に県と連携をしながら、対応していきたいと思っております。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

立場が逆ではないかと思うわけです。本市は県央に位置し、交通の便もすぐれていて、感染症に対応できる医療や保健所などネットワークの集積があります。臨時医療施設と宿泊療養施設の設置とともに、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の機能強化を知事にどう求めていくか、市長の考えを伺います。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

今回のコロナ感染症対策というのは、県のほうは飯塚地域とか、この保健圏域とか、そういうエリアで対応されているということではございません。広く対応しておられます。当然、重症病床についても県内どこの重症病床でも利用できるというような形でございます。そういうことでございますので本市としては保健所の機能強化ということを書いていくよりも、全体的なコロナ対策について検討して、頑張ってくださいというふうになります。また、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の機能強化については、当然、県知事に求めるだけではなくて、私どもとしても、今も市の保健師を派遣して積極的な疫学調査、ここが一番大事でございますけれども、こういったところへ少しでも対応できるような形で連携をとりながらやっているというところでございます。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

そうすると保健所の機能強化については、県知事にも要望するという答弁ですかね。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

要望するというか、今質問を受けておりますので、どう対応するかは今後いろいろ市内部の中で検討させていただきます。

○議長（松延隆俊）

片峯市長。

○市長（片峯 誠）

今やりとりをしていただいておりますが、もう1年以上前、昨年3月4日の日に、このコロナウイルスということについて、学校も休校措置となりましたし、非常に懸念するところでありましたので、医師会を初め、関係の医療機関や先ほど部長が答弁しましたような感染症専門医も含めた形で会議を持ちまして、市としてどれだけのことができるかということをご意見いただきながら検討協議をいたしました。その中で、感染症2類相当として国のほうから位置づけられたこの対策については県が行うものということで規定をされておりまして、その中核を担うのが、

いわゆる保健所でございます。

ですから、市としていろんなことを想定いたしました。きょう午前中も質問が出ましたが、PCR検査機が3月4日時点で、全国で1台あきがあるということで、市で買ったら幾らぐらいするのかということで1千万円すると。思い切って、でもこの感染症を考えたら、市で買って早く検査することもありではないかということで、そのことについても検討しましたが、県のほうに問い合わせましたら、地方自治体、市のほうで勝手に検査をするというようなことはできませんよ。これは県のほうが、あくまでも行政検査でしたから当時はですね、全てが。管轄するものですからということで、一例を挙げましたが断念したような次第です。

ことごとく情報についても、それからコロナについての具体的な対応についても、私どもは市民支援ということでは、できる限り全面的にやっと思っていますが、感染症対策及び検査の実施等々についても、あくまでもこれは県が主導して、その指示に基づいて、市が行うものでございます。

実は、この件につきまして、少しでも県だけが頑張るよりもそれぞれの市町村が頑張り、それを支援するほうが市民、町民、県民にとっていいでしょうということで、市長会の役員会の中でも協議し、県に申し入れをし、それによりまして、例えば、ホテル療養施設への市や町の保健師の派遣についてもできるようになりました。それまではあくまでも県がするということがでしたが、それだけ派遣すれば、保健所機能が低下することは目に見えていましたので、それで飯塚市もそれに基づいて派遣をしていますし、もう一つは、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所だけに相談に行ったときには返事ができないということでしたので、保健所への保健師派遣についてです。飯塚市としてはうちの保健師を派遣すれば、いわゆる個人情報に近いような情報でもいただけるのではないかと、具体的に支援は私どもが市としてできるのではないかとということで、話をして返事が難しいということでしたから、県庁まで行きまして、医監とも直接話をしました。やはり難しいのが、申し出はありがたいと、ぜひ派遣をして協力はしてほしいけれども、そのことによって、飯塚市だけに情報を提供するということではできませんと言われて、向こうの立場もわかりましたので。つきまして、今は保健師を飯塚市はその保健所に派遣して協力体制を得ながら、先ほど自宅療養者についての市の支援、予算化、制度としては3月議会で承認したものをやっているのかというご質問もなされました。実施件数、ゼロでございますが、市の感染者の方で自宅にいらっしゃる方で困っているのでしたら、こういう飯塚市の制度がありますから連絡をくださいということは、保健所のほうからしてもらおうようにしています。これ幸いなことに、今までそのような極めて困られた例がないので、活用件数がゼロだろうと思って、少し安心しているところでございます。

そのようにやっておりますし、先ほど、ずっとしっかり勉強している部長とのやりとりがあったので、僕が立つのはどうかと思いましたので、遠慮していましたが一番ピーク時において、県任せで市は気にならないのかとご質問がありました。気になりました。でも行政システムからいうと情報はいただけません。それでオーバールールでしたけれど、自分のほうから市内の拠点病院に電話をして、直接または会って病床使用率について確認をしました。あるところが8分の6で、あるところは11分の当時7でした。ぎりぎりだなと思いました。

次に、これも御存じだと思いますが、消防のほうも私、所管していますので、消防署長とも定期的に連絡を取りながら、救急搬送体制について、市内の状況はどうであるかも確認をしています。確かに質問者が懸念されましたとおり、一時期、4、5件の連絡をしなければならないような状況にまで陥っておりましたが、収容できないというような事例はこれまでなく、何とか済んでおります。ただ、飯塚市から別の地域に搬送した例はございます。

ピーク時においてはそのように極めて、これ以上ふえたら、この飯塚圏域の地域医療もどうなるかという心配な状況ではありましたが、現在皆さん御承知のとおり、感染者数が減っておりますし、幸いなことにも、ワクチンの効果だと私は思っていますが、高齢者でのコロナウイルス感

染者の数は極めて少のうございますし、若年層の方で重症化するという比率も低いので、と感染者数の減ということで、何とかこのまま乗り越えることができたらと思っています状況でございます。せっかくご質問いただきましたので、総括してお答えさせていただきました。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

菅首相は曲がりなりにもコロナ感染が収束したと思ったのではないかというふうには私は考えるという地元選出の議員がいましたけれど、そういうことではないでしょう、我々の今の危機感は。冒頭に感染拡大の現状、特徴について担当部長からも説明があったでしょう。だから、私は情報のない中ではあるけれども、臨時の医療施設、それから宿泊療養施設を飯塚でつくれないのかというのを県に要望したらどうかと。さらに新自由主義のもとで、自民党、公明党の政権のもとで、全国の保健所が壊滅的な打撃を受けてきたんです。これを大急ぎで逆回転させて戻していこうという流れの中で、せめて今、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所については体制強化を求めていますかということをお述べたわけです。

それでワクチンです。接種の状況を伺います。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

ワクチンの接種状況でございますが、9月7日時点でございます。まず65歳以上の方に対する接種状況ですが、対象人口、これは令和3年1月1日現在の住基人口になりますが、4万4411人に対して、1回目接種が終わった方は3万6786人で90.96%、2回目接種まで終わった方は3万6165人で、89.43%の方が接種を終わられております。

また、64歳以下については、人口8万7111人でございますが、1回目接種を終えた方が3万354人、割合でいきますと34.85%。2回目接種につきましては2万386人で、割合としては23.4%となっております。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

今後の取り組みはどうなるのか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

今後の取り組みにつきましても、飯塚市の場合は個別接種と集団接種、それから市立病院とか済生会病院のような基本形の施設、その3本の柱の接種体制で今後も続けていくということになります。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

ワクチン接種一本やりでは、感染拡大を防ぐことができないことは国も既に認めたようです。

そこで3点目は検査体制です。症状がある方の場合の検査は、現在どのように行われていますか。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

症状のある方については、医療機関にまず電話等で確認をして、医療機関で必要があれば、P

PCR検査をされるということになります。そこで陽性になられた方については保健所のほうに引き継ぐという形でございます。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

行政検査ですね。本市は民間会社と連携して、昨日9月7日からPCR検査支援事業をスタートしました。どういう経過があったのか、説明してください。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

検討につきましては8月の中旬以降から検討を始めております。これにつきましては、デルタ株が蔓延して非常に感染力が強いというようなことで、感染者もふえてくるということで、感染に対する不安を覚える方もだんだん多くなってきているというようなことがございまして、そういった不安解消というのを第一の目的として、今回のPCR検査をやっというここと。それから、もう一つは当然不安に思われているということは、中には、感染している、陽性の方もいらっしゃるということも当然考えられますので、そういった蔓延防止の一つとしても考えていこう。それから、感染を不安に思われる方としては、私どもの今回始める事業がなければ、当然医療機関のほうに相談されていくということになります。そういうことで、医療機関でのPCR検査の負担、そういったものを軽減するためにも必要だというような判断をして、今回開始をしたということでございます。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

検査費用が2200円と送料の自己負担があるわけですが、これを飯塚市が助成するというようなことは検討していないですか。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

今も話しましたように、今回の検査というのはあくまでも医療機関や保健所からは陽性の見込みがないとか、濃厚接触者でもないというような判断をされてはいるんですけども、やはり感染の心配がある、ひょっとしたらというようなおそれがあるというような思いで受けられる方が基本でございますので、あくまでも自分の健康は自分で守るという観点から、今回の検査費用の2200円、それから送料の一部については、自己負担ということにさせていただいております。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

傍聴されている方もドキッとされたのではないかと思いますけれど、コロナ感染症との闘いにおいて、自分の健康は自分で守れと、飯塚市の担当部長はそんな答弁でいいのですか。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

あくまでもここは、ご本人の感染のおそれがあるというようなことを思われて検査を受けられるという方でございますので、自己負担をいただくということでございます。ただ、これにつきましては、もし、この方が個人で申し込まれば6700、800円ぐらいかかるものでござい

ますので、できる限り安価に検査を受けられるような体制をとっていると。そして事業をしていくということにいたしております。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

そもそも無症状の方の場合の検査の取り組み、国、県、市。市はわかりました。国、県はどういう考え方に、今なっていますか。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

あくまでも今回対象とする方は無症状の方でございます。ただ、その中でも感染リスク及び検査前確率が高いというようなところの人に対して市がやるということでございますが、国のほうがやっているのは当然行政検査が中心と、それから県のほうについては、一部スクリーニング検査ということで空港等で検査をやっているというような状況は把握しております。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

介護施設において無料の検査をしているじゃないですか。国のほうも県のほうも流れとしては、無症状の方に無料の検査をやらなければならないという流れが出ているんじゃないですか。

本市においては検査を行う医療機関、今どれぐらいになっていますか。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

検査を今行っている機関というのは公表されておりましたが、50機関以上はあると思っております。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

飯塚市がPCR検査をする医療機関に補助金を出しましたね。対象は幾つありましたか。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

50医療機関でございます。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

間違いないですか。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

間違いございません。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

それはまた確認しましょう。それで検査体制の拡充というのは、デルタ型の第6波がさらにと

いうことも心配される中で、それを防止するためにどうしても拡充が必要なんだけれど、これを拡充するためにどういう課題があると思いますか。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

今の検査体制は、多様化しておりますので、どの分なのかということなんでしょうけれども。まず、保健所の検査体制についても今、検査器具等の拡充がされておりますので、相当の検査ができるような状況であるということ。それから、医療機関での検査についても唾液検査、それから簡易検査キットとかそういうものが普及してきておりますので、かなり以前と比べると拡充してきているというようなことで考えております。それから、今回は本市がやります、いわゆる社会的検査、スクリーニング検査についても民間の検査会社とかそういったところができるように、しかも安価でできるというようなところでございますので、かなり拡充してきているということでございます。拡充については、そういうことで拡充してきているなということでございますが、あと、その拡充したことへの課題というのがどういうのがあるのかということになりますけれども、あとは検査をいろいろな、多様なところで検査されるわけでございますので、今後はそれを最終的に陽性となったときの情報提供とか、そういったところがきちっと保健所のほうにつないでいくということが一番大きな課題である。そのためにいわゆる陽性者の早期発見・早期隔離というのが目的に、この検査がやられているわけでございますので、そこにつないでいく。どうつないでいくかというのが、一番課題ではないかと思っております。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

大規模な無症状者の検査体制が必要だということなんです。

4点目は、子どもの感染対策です。デルタ型の特性を考慮した、踏み込んだ対策が必要です。まず、学校と児童クラブについてです。安全、心のケア、学びの保障、この3つの視点からの対策が大切だと考えます。2学期の学校運営について、どう判断しましたか。

○議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

8月27日に嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所と集団施設におけます感染症対策の会議におきまして、感染症を断つことと感染経路を断つこと、この2点につきまして説明がございまして、この状況に慣れることなく、今までの感染対策をしっかりとしていくように指示があったところでございます。教育委員会といたしましても、今までの感染対策を引き続き行うとともに、家庭内からの感染の持ち込みがないように、家族の方が体調不良や濃厚接触があった場合の対応の確認、児童生徒の登下校時の対応、校内の授業等における対応等、「衛生管理マニュアル」に沿って対応することを8月30日に臨時校長会議を開きまして周知をしたところでございます。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

それではまず安全の視点からです。学校における現在の感染状況と対応をお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

昨年までの飯塚市全体の感染者に対する本市の小中学生の感染者の割合はおよそ2%程度でございましたが、今年度に入りましていわゆる第4波と言われる4月、5月の小中学生の感染者の

割合は4%でございました。6、7月は感染者はゼロでございましたが、第5波に入る8月の小中学生の感染者の割合は6.5%、飯塚市全体の感染者数も増加しておりますが、児童生徒が占める割合も増加傾向を示しております。内容といたしましては、児童生徒の感染経路の多くは家庭内感染であり、保健所と学校、教育委員会の3者による協議の上、感染症の対応を進めているところでございます。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

検査体制については、どのように考えていますか。

○議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

検査体制につきましては、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、児童生徒、学校運営のかなめであるべき教師等の新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、発熱やせきなど感染症の初期症状と疑われる症状が見られる者に対しましてはPCR検査を実施して、迅速かつ簡易に感染の可能性について現状を把握することが感染防止対策として有効な対応であると考えております。現在、政府の取り組みといたしまして、全国の幼稚園、小学校及び中学校等に抗原検査キットが配付されることになっておりまして、飯塚市への配付予定数の上限54箱、540回分につきましては今月中旬ごろに配送される予定となっていることから、学校現場と協議の上、進めているところでございます。また、本市といたしましても児童生徒、教職員等へのPCR検査につきましては、学校運営を継続するために重要な対策として、独自にPCR検査体制の整備を進めているところでございます。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

540回分って全然足りないじゃないですか。それで本市の小中学校の教職員と子どもたち1万人に抗原検査を週1回やると、月にどれぐらいの予算が必要ですか。

○議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

PCR検査キット、単価が2365円に対しまして、本市に在住しております児童生徒と本市小中学校に勤務をしております教職員等、1万1519人に対しまして月に4回PCR検査を行いますと、1カ月で1億896万9740円という計算になります。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

来年の3月までやると幾らかかりますか。

○議長（松延隆俊）

暫時休憩いたします。

午後 1時50分 休憩

午後 1時52分 再開

○議長（松延隆俊）

本会議を再開いたします。教育部長。

○教育部長（二石記人）

7カ月で計算いたしますと、約14億円となります。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

ここが飯塚市長の決断が要るところですよ。14億円を全部使えと言っているわけではないけれど、そういうようなくらいの迫力を持った采配というか、市政運営が今、子どもたちの命を守る上で、また社会を守る上で、必要な局面ではないかということをお願いしたいわけです。

給食のときに飛沫防止シールドあるいはスクリーンの設置の検討が必要になったと思います。どうお考えでしょうか。

○議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

学校生活の中で特に給食時の飛沫感染防止には特段の配慮を行っているところでございますが、ご指摘のように飛沫防止のシールドを設置することも考えられるところでございます。しかしながら、給食準備に時間がかかること、またシールド設置による安心感から食事中に会話がふえるなど逆の問題も少なからず発生をいたします。したがって、緊急事態宣言中でもございますので黙食を徹底し、椅子を向かい合わせにして対面に座らないこと、室内の空気と外気の入れかえや食事後の歓談時には必ずマスクを着用する習慣オーケーするという、そういった給食指導を現在徹底しているところでございます。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

現在の話ではなく、デルタ型によって大きな波が来ないのかという、それをどう防止するかという角度で質問しているのです。

心のケアの視点です。サポート体制はどうなっていますか。

○議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

新型コロナウイルス感染症につきましては、デルタ株への置きかわりが進む中で、飯塚市におきましてもこれまで経験したことのない感染拡大の局面を迎えております。しかし、学校は学習機会と学習を保障する役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割やセーフティーネットとしての身体的・精神的な健康を保障するという福祉的な役割を担って、教育活動を継続的に行っております。そのような中、地域の感染状況を踏まえ9月1日より新学期を迎えましたが、学校といたしましては、これまで以上に感染症対策等を徹底しながら、学校教育活動を円滑に継続していこうというふうに考えておりまして、9月2日から10日までの緊急事態宣言中は午前中授業で給食実施の短縮事業を行い、午後の学習は自宅にタブレット端末を持ち帰り、学校が作成した時間割りに基づきまして、各自でオンライン学習等を行うようにいたしております。

○8番（川上直喜）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

子どもの心のケアの体制はどうなっているのか。

○議長（松延隆俊）

武井教育長。

○教育長（武井政一）

コロナ禍の児童生徒の心のケアでございますけれども、当然コロナ禍で、子どもたちもやはり感染状況を敏感に受けとめて、例えばストレスでありますとか、いろんなことを感じていると思いますので、学校がいろんな児童生徒の不安や悩みに応えるために、教育相談、あるいはアンケート等を行っていますので、特に教職員にはそういったコロナ禍という状況下、アンテナを高く、子どもたちのケアや教育相談に努めるように指導しているところでございます。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

学びの保障について聞こうと思いましたが先ほど答弁があったようですので、次は就学援助制度、大事な制度ですけれども、広く知らせることがいよいよ重要になっていると思います。お考えを伺います。

○議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

就学援助に係る周知につきましては、お知らせの文書を2月に学校を通じまして、全児童生徒に配付をしております、3月には市報、ホームページ、SNSに掲載をしております。就学援助につきましては申請書の受理後、所得の確定いたしました6月に世帯の所得に応じて、基準に基づいて認定を行います。年度の途中におきましても、生活状況が大きく変化した場合におきましても、申請につきましては提出期限はなく随時受領をいたしております。なお、申請書につきましては常時、教育委員会及び各小中学校に準備をしているところでございます。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

もう少し積極的に周知したほうがいいのではないかと。

児童クラブです。どういう感染対策をとっていますか。

○議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

児童クラブでは今まで同様、3つの密の回避やマスクの着用、手洗いなどを徹底しつつ、感染リスクが高い行動は行わないように十分な対策を実施していただいております。また9月2日から児童クラブの活動といたしましては、小学校の教室を開放したオンライン学習を進めておりまして、児童が分散し、密を解消して学習を行っておりますので、小学校の先生方にも支援をしていただき活動を進めているところでございます。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

臨時休業が必要になったときの対応については、どういう検討をしていますか。

○議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

臨時休業になった場合につきましても、児童クラブに大変なご迷惑をおかけするわけですが、児童クラブの対応時間でない時間帯に対しまして、特別時間外勤務手当に当たります100分の135の額をお支払いさせていただいております。現在も学校の午前中授業によりまして児童クラブが2時間早く開所となっておりますので、この2時間につきましても特別時間外

勤務手当で対応することといたしております。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

お金にかかわる手当は当然と思いますが、それだけではない手当が、人的体制上の手当が必要だと思います。

次は、保育所及び幼稚園についてです。感染拡大の現状、特徴を伺います。

○議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

保育施設につきましては、保育士、園児等合わせまして令和2年度の感染者が6名、濃厚接触者とされた関係者が26名でございましたが、令和3年度8月までの合計では感染者が24名、濃厚接触者が39名となっており、特に8月だけの感染者15名、濃厚接触者19名と感染が拡大している状況でございます。感染経路につきましては家庭内感染によるものがほとんどであると思われませんが、本市においても国の動向と同様に子どもへの感染が広がっている状況でございます。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

保育所について感染防止対策はどうしていますか。

○議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

各施設で保育士のマスクの着用や手洗いの徹底などを行っていただいているところでございますが、感染防止策として現在本市では福祉関連事業所などを対象に、定期的な検査を希望する施設には優先的にPCR検査を受けられる事業を行っております。また、施設関係者に感染者が出た場合、保健所の判断により濃厚接触者とされなかった未検査の保育士等につきましても、市の負担でPCR検査を実施し、保育士が安心して勤務できる環境を整えるように支援を行っているところでございます。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

希望する人に対するワクチン接種体制はどうなっていますか。

○議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

新型コロナウイルス感染症についても発症や感染状況が昨年から大きく変化しており、今後も状況に応じた対応が必要であると思われれます。保育士のワクチン接種につきましては県の事業を活用し、優先的に接種できるように調整を行ってきたところでもございます。子どもたちの感染防止対策につきましては、手指消毒の徹底や検温の実施、室内換気や密を避ける保育活動などを行っているところでございますが、今後は登園後に体調不良を来した子どもなどに対し、迅速にPCR検査や抗原検査が実施ができるような、そういう体制を充実したいというふうに考えております。

○議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

大変申しわけございません。先ほどの私の答弁の中で、PCR検査キットを月に4回、毎週行った場合の7カ月分の費用につきまして約14億円と申し上げましたが、正しくは7億6278万8180円の誤りでございました。大変申しわけございませんでした。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

片峯市長、どうしますか。子どもの感染対策は世帯全員の暮らしを支えることと切り離すことはできません。

最後のセーフティーネットである生活保護を申請することは国民の権利ですが、若い世代が申請をためらう理由の大きな一つが自動車の保有問題です。コロナ禍の今、国の通知はどうなっていますか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

令和2年4月7日付、厚生労働省の発出の通知でも、このコロナウイルス感染症の影響で保護開始時は就労が途絶えていても緊急事態経過後に収入が増加すると見込める場合には、生活保護実施要領の保護開始時に失業や疾病による通勤用自動車保有の取り扱いに準じ、おおむね最大1年の範囲内で自動車処分を指導せずに保有を認める扱いとすることとされております。さらに、令和3年4月6日付、厚生労働省の発出の通知で、生活保護の実施要領において処分保留期間は最長でおおむね1年とされているため、新型コロナウイルス感染症の影響が収束していない現状に鑑みて、令和2年4月7日以降に保護を開始した世帯については失業や疾病により就労を中断しており、保有中の自動車処分を行っていない場合でも、新型コロナウイルス感染症の影響が収束した後に収入が増加すると考えられる場合は、保護の開始からおおむね1年を経過した場合であっても、処分指導は行わないものとして差し支えないというような取り扱いが示されております。このコロナ禍における生活保護制度の運用ではこれらの取り扱いが変更されたことにより、自動車保有に関して弾力的な取り扱いができるようになっております。このことは生活保護を必要とする人たちが自動車を保有していることで、申請をちゅうちょすることなく、自身の生活再建のために制度を利用しやすくなる効果が期待できるものと、そのように考えております。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

この生活保護にかかわって新型コロナ感染対策に新たに生じた出費に対応するために、生活保護費に加算が必要だと考えます。市としてはどうお考えでしょうか。

○議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

新型コロナウイルスの影響が長期化する中、本市の生活保護を受給されている方々から、感染予防に必要なマスクや消毒液の購入が生活費を圧迫しているというような声が寄せられておりました。この新たな費用負担に対応するため、本年度は書面審議で実施された福岡県都市福祉事務所長会筑豊ブロック会議において、本市の新規要望事項として、新型コロナウイルス感染症対策に伴う生活必需品等に要する加算の支給について、この状況が収束するまでの間、臨時的かつ緊急的に国の要望することを提案したところでございます。その後、同会議におきまして本市の新規要望の提案が承認されております。この加算の要望につきましては今後、本年度の福岡県都市福祉事務所長会総会に諮られることとなっております。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

順序を入れかえまして、第3は「白旗山メガソーラー乱開発について」です。1点目はA調整池と本工事についてです。現在、調整池のり面は大規模土砂崩れのまま、パネルが積み上げられており、極めて危険な状況が続いています。この間の福岡県の指導及びアサヒ飯塚メガソーラーのてんまつ書の提出にかかわる経過と内容をお伺いします。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員に申し上げておきます。個別業者に関する発言につきましては企業活動への影響等にも十分配慮の上、質問していただきますようお願いいたします。経済部長。

○経済部長（長谷川司）

令和3年5月31日の本市における定期確認時にA調整池の上部にくい打たれていることを確認したことから、このくいが防災工事の一部になるかについて、福岡県へ問い合わせを行っております。6月4日、本市からの問い合わせを受け実施した福岡県の現地確認により、A調整池がくい工事を一時停止するように事業者の指導、事業者に対して状況を確認し、A調整池の施工中にもかかわらず、本工事を実施していることが認められたため、A調整池にかかる本工事の中止を指示しております。続いて6月21日に福岡県が事業者に対し、防災工事の早期完了に向け早急に変更防災計画を提出するよう指示及び変更防災計画に沿った事項についての指導文書の内容を電話で伝え、日程調整の後、令和3年6月29日に指導文書を事業者へ手渡しております。またこのことについて、令和3年7月7日、事業者より福岡県へ許可条件を遵守しなかった内容、許可条件を遵守していなかったことについての経過説明、変更防災計画書、今後の現場対応を記載したてんまつ書が提出されているところでございます。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

5月24日付と6月21日付のアサヒに対する県の指導文書がありますけれど、これのことですか。

○議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

6月21日付の指導文書のことです。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

5月24日付の指導文書があるのだけれど、これについて説明してください。

○議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

5月24日の指導文書でございます。令和3年5月20日の降雨により災害を発生させ、周辺に影響を与えたことはまことに遺憾であります。このため、何よりも優先して応急対策など適切な措置を講じるとともに、対策工事の早期完了に向けた防災計画を早急に提出するよう指示いたします。また、防災計画に沿った事項を合わせて指示しますという文書内容でございます。

○議長（松延隆俊）

暫時休憩いたします。

午後 2時10分 休憩

午後 2時21分 再開

○議長（松延隆俊）

本会議を再開いたします。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

先ほど紹介した5月24日付の指導文書、これに対してアサヒ飯塚メガソーラーがてんまつ書を出していますね。反省を述べたところがあるのですが、少しそこを紹介していただけますか。

○議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

てんまつ書の中で、今後の現場対応についてという箇所があります。読み上げたいと思います。「復旧計画に基づき、防災対策及び現場の雨対策を強化し、点検、改善を繰り返しながら適切に対応して、今後このようなことが起こらないように対処してまいります。」という文書であります。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

それが守られなかった事実は6月21日付文書が証明しているわけです。それでこれらの一連の事実について福岡県は7月29日、市内で行った住民説明会で明らかにせず、翌30日午後、市を誘って現地を確認し、調整池未完成というか、のり面があの大崩壊のまま本工事を認めるとしました。この事情を伺います。

○議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

福岡県主催の住民説明会につきましては、7月29日に飯塚研究開発センターにおいて、緑ヶ丘、高雄、新相田、けやき台、中三の各自治会の住民の方々を対象に1自治会3名との条件で開催されております。当日は約40名の方が参加し、福岡県が各自治会からの意見や要望を受け付けるような内容で、その意見の要望の主なものにつきましては、防災のこと、県の許可責任のこと、許可条件違反のこととございました。質問議員の言われる7月30日の福岡県と市による現地確認につきましてはA調整池の機能検査になります。福岡県から7月30日にA調整池の機能検査を行うとの連絡が市にあり、市職員も同行し調整池としての機能検査の確認を福岡県職員が行っており、A調整池における擁壁の基準高及び余水吐、オリフィスの寸法、放流水の管口の確認、調整池の現段階での容量の確認、A調整池への排水経路の確認及び土手の構築や、A調整池側に勾配オーケーすることで、水が場外に出ることなく調整池に確実に入るかの確認、それぞれが設計値を満たしていることが確認され、また、区域内の水がA調整池へ流れ込むようになっていることが確認されたことにより、防災機能が十分であることが認められ、A調整池側の本体工事への着工が認められております。その後、8月2日に福岡県は事業者に対しまして、A調整池側の本体工事に取りかかってよいとの通知をしたことから、現在、本工事が進められているような状況でございます。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

私は6月30日、住民の皆さんと一緒に福岡県に要請行動に行ったわけだけでも、そのときに福岡県は前日、嚴重注意書をアサヒ飯塚メガソーラーに手渡して、調整池が完成するまでは本工事はさせないと、指導したんだと胸を張っていました。今、部長が答弁されたこととはかみ合わないと思うのだけれど、どう思われますか。

○議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

市といたしましては、福岡県にそれぞれの経緯を確認したところ、福岡県からの回答があったということでございます。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

8月の集中豪雨のさなかに、この人命にもかかる事態を調査した我が党の田村貴昭衆議院議員は、直ちに資源エネルギー庁に国としての調査と説明を求めたのは当然であります。

2点目はB調整池と本工事についてです。着工から今日までの経過、現状をお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

着工から今日までの経過等につきましては、令和元年11月13日にB調整池付近のボーリング調査に係る伐採が開始されております。続いて令和元年11月18日から23日にかけてボーリング調査が実施されております。続いて元年11月26日、ボーリング調査が終了したため防災工事に着手、翌年令和2年8月7日、B調整池の完成検査、本工事着手、令和2年9月21日、新相田18組東側斜面において落石が発生しております。また令和3年5月20日、降雨による土砂流出が発生しているところでございます。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

昨年の落石災害、それからことしの5月の土砂流出災害、これは福岡県がアサヒにきちんと指導しなかったばかりではなく、アサヒに特別サービスをしたためにそうしたことが起こっているのではないかという問題がある。B調整池づくりが始まったばかりの昨年1月6日と8日ですが、福岡県は連続して注意喚起とする指導文書をアサヒ飯塚メガソーラーに渡して指導し、協議しています。どういう事情があり、どういうやりとりがあったのか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

令和2年1月6日の文書では林地開発の許可条件を再確認するとともに、防災工事を適正に履行するよう注意喚起を行った内容となっております。1月6日に事業者が県と協議を行う中で、伐採範囲や土工に伴う土砂の処理等について事業者より計画と異なる要望がなされたため、現場の進捗に応じて協議が必要となることが想定されたため、1月20日の文書において、防災施設である調整池が完成する前に逸脱した伐採が行われ、許可条件に反する事態とならないように再度注意喚起しており、防災工事の進捗に伴いやむを得ず新たな伐採が必要となる場合には、遅滞なく福岡県と協議することも合わせてお願いした内容となっております。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

1月20日と言われましたか。

○議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

協議は1月6日に行われ、1月8日に再度文書が出されております。文書の内容につきましては、表記については既に文書により注意喚起したところですが、下記林地開発許可地における協議内容についても、防災施設である調整池が完成する前に逸脱した伐採が行われ、許可条件に反する事態とならないよう改めて注意喚起いたします。なお、防災工事の進行に伴い、やむを得ず新たな伐採が必要となる場合には、県に対して遅滞なく協議されるようお願いいたしますという内容でございます。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

今の注意喚起の指導文書の1月8日付の内容なんですね。実は1月8日付でアサヒと協議した資料レポートがあります。掌握しているはずですが。県回答のくぐりをここで紹介してください。

○議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

林地開発許可地における対応復命という文書になります。1月8日の県回答でございます。6日の協議の結果、今後においても現場の進捗に応じて適宜協議が必要となることが想定されるため、その際には遅滞なく県と協議するよう改めて注意喚起文書を手交した。現状の伐採範囲はB調整池に係る土工に伴う発生土砂の処理に必要であることはやむを得ない。B調整池を完成させるため、現状の伐採範囲に発生土砂を処理するよう留意されたい。ただし、これでも処理しきれない土砂が発生し、住宅地側の伐採が必要と判断された場合は県と協議すること。北側斜面については現在残っている立木の伐採を行うと造成工事とみなされるため、B調整池の完成を待たずにこれ以上の伐採を行うことは認められない。地域住民に対しては引き続き丁寧な対応を実施するよう要請したという内容でございます。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

市長、わかりにくいかもしれませんが、1月8日付の注意喚起に基づくこの協議と指導がなければ、昨年9月の落石災害、それからことしの5月の土砂流出災害はなかったと言って過言ではないと思う。

3点目は、そこで市長の立場についてです。片峯市長は2015年12月18日付で、飯塚市長が知事に提出した森林法第10条の2に関する意見書を読んだことがあると思います。その重要な部分はどこだとお考えですか。

○議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

森林法第10条の2に関する意見書において、本市といたしましては本市の都市マスタープランにおける地域のまちづくり方針との整合性は図られず、許可の判断におきましては適切な立地計画であるかを基本として、住民の安心安全を第一審議と判断をお願いし、また許可をする場合には、住民の十二分な安全安心や森林法第10条の2に規定する災害などのおそれに対する最大限の対策措置を講じるよう、福岡県による指導と責任を全うをお願いしてまいりましたことが特に重要な点であったことだと考えております。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

片峯市長はA調整池とB調整池の工事現場、最後に見たのはいつでしょうか。

○議長（松延隆俊）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

昨年12月15日、市長の代理として梶原副市長が関係職員とともに、当該事業に係る工事の進捗状況等の確認を行うため、福岡県農山漁村振興課に同行し、現地確認を行っております。

○議長（松延隆俊）

片峯市長。

○市長（片峯 誠）

そのような形の後、最後に見たのはいつか。最後は先週の土曜日でございます。6月議会の最終日、複数の議員さんからご質問が出ていましたので、今の現状がどうであるか、自分も知っておきたいと思ひまして、まず拝見いたしました。それから、8月12、13、14日の豪雨の際、自分も心配だったので行ってみようと思ひまして、担当課に相談しましたら、ありがたいことと言えいいのか、質問者からすれば当たり前と言われるかもしれませんが、既に担当部局のほうで、複数で現地確認を行ってくれていまして、その報告をる聞きましたので、その週の21日に、再度聞いていたような状況、現況復旧をできるだけするような動きがあるかどうか、見に行った次第でございます。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

片峯市長がそれを見られていれば話は早い。そこで先ほど紹介してもらった意見書、大事なところは最初の12行にあります。ちょっと読み上げて紹介してもらえますか。

○議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

最初の12行をそのまま読み上げさせていただきます。「当該開発行為に関する意見は下記のとおりです。今回の開発行為は本市において過去に例を見ないもの（太陽光パネル設置用地の面積規模、住宅団地等の近接等）であり、本市の都市マスタープランにおける地域のまちづくり方針との整合性は図られておりません。許可権者である福岡県の指導の下、災害、水害、水の確保、環境保全に対する対策措置がなされるものと思ひますが、許可の判断におきましては、適切な立地計画であるかを基本として、下記の意見を十分にご理解の上、当該開発行為周辺住民の安全・安心を第一に考えて、十分な審議と判断をお願いいたしますようお願いいたします。また、許可をする場合には周辺住民の不安が払しょくされ、住民の十二分な安全・安心のため許可基準を上回った最大限の対策措置や森林法第10条の2に規定するおそれに対する最大限の対策措置を講じるよう福岡県による指導と責任の全うをお願いいたします。また、計画地内における同法の条件で確保される緑地については、住宅と隣接する箇所に配置させていただきます。尚、平成27年12月7日付、本市市議会に開発中止を求める請願書が提出され、12月11日に所管の市民文教委員会付託となり、12月15日に開催された同委員会における審議の概要は別紙のとおりで、というような内容でございます。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

アサヒ飯塚メガソーラーの着工は2019年12月です。住民の抗議にもかかわらず、福岡県が見守りながらの強行着工です。3カ月前になりますが、片峯市長は9月17日付で知事宛ての要望書を提出しました。当時の梶原善充副市長が県庁に向かい、県商工部長に手渡して文書による回答を強く求めたとのことでもあります。10月26日付で文書回答がありました。その内容を伺います。

○議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

令和元年9月17日付の文書にて依頼のありました「白旗山周辺における林地開発事業について」につきましては、県として真摯に受けとめ、必要な対応を行ってまいります。具体的には、きめ細かく現地調査を行い、許可条件を遵守して開発行為を行うとともに、地域住民に対してしっかりと指導してまいります。今後とも林地開発事業に関し、貴市と県の間で情報を共有をしながら、必要な対応に当たりたいと考えますので、どうぞよろしく申し上げますというような回答内容でございます。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

市長、にもかかわらず、さきに答弁があったとおり、A調整池及びB調整池をめぐって文書による行政指導が繰り返されている事実、これをどう見られますか。

○議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

福岡県に対しましては、住民の十二分な安全・安心や森林法第10条の2に規定する災害などのおそれに対する最大限の対策措置を講じるよう指導と責任の全うをお願いしておりましたが、昨年9月の落石事故や本年5月の大雨に伴う開発地からの土砂流出などが発生しており、残念ながら住民の不安は払拭されず、不安が募るままとなっております。本市といたしましても、これまでも定期的な現場確認を行いながら開発行為の違反が疑われるような事案が発生したときは、許可権者である福岡県へ情報提供を行い、また、地域住民の方々から提出された許可の取り消し要望につきましても、県へ文書を発出するなどし、市としてできる限りのことを行い、今後も引き続き福岡県に対しまして、事業者へ住民の安全安心のため、最大限の対策を講じるよう指導と責務の全うを求めてまいりたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

今、答弁があったほかにも飯塚市長にはできることがあります。この段階で知事に対しては林地開発許可取り消し、国に対してはFIT法の免許取り消しを求める資格と市民に対する責任が飯塚市長にあると思います。県と国に対する要望書を提出する作業に速やかに着手するよう、私は求めるものです。市長の見解を求めます。

○議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

改正FIT法の事業計画策定ガイドラインで遵守を求めている事項について、違反した場合には認定基準を適用しないとみなされ、指導助言、改善命令、認定の取り消しなど、再エネ特措法に規定する措置が講じられることがございますし、努力義務として記載されているものにつきましても、それを怠っていると認められる場合には、再エネ特措法に規定する指導助言などの対象

となる可能性がございます。また、森林法に定める規定に違反し、または福岡県が開発行為の許可に付した条件に違反した開発行為が行われた疑いがあるときは、直ちに現地調査を行った上、違反行為によるものか確認し、その開発行為が違反行為と認められるときは行政指導を行い、その行為の中止、防災施設の設置、その他必要な指導をすることができます。行政指導に従わない場合は開発行為を停止または措置命令、それでも指導、命令に従わない場合は許可取り消しを行うことができます。これまでも定期的な現場確認を行いながら、開発行為の違反が疑われるような事案が発生したときには、許可権者である福岡県へ問い合わせを行い、実際に行政指導も行われておりますし、経産省への通知も行っているところでございます。また、地域住民の方々から提出された許可の取り消し要望につきましても、県へ文書を発出するなどし、市としてできる限りのことについては、今後も引き続き行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

だからもう一つできることがあるのではないかとこのことを言ったわけです。私たちは熱海土石流災害と行政の責任から教訓を深く学ばなくては、我々はここにいる資格があるのかと厳しく問われるわけです。

第4は「市営相田団地建替事業について」です。1点目はこの間の経過についてです。6月定例会の市長答弁以降についてお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

6月議会を経た後の同月22日に公園の隣接者の方々と市長が直接協議を行った際、並立した2つの案の事業効果を評価するに当たって、相田公園に1棟目を建設する案を優位に導いた工期並びにコストの開きは縮めることができないかが議題となり、市のほうで改めて検証を行うこととしました。また、7月5日には公園の隣接者の方々と所管部署のほうで協議を行い、その席上にて改めて再検証の内容を確認しております。その後、市のほうで再検証を行いました。工期並びにコストの両面において相田公園に1棟目を建設する案の事業の優位性が変わることはなく、同年7月26日には、改めて相田公園に1棟目を建設する案にて、本事業を進めていくことで方針を決定しました。このことにより、同月27日に公園の隣接者の方々の代表者の方へ事前に方針決定の連絡を電話で行った後、翌28日には、旧県有地へ1棟目を建設する案を提案なさる6名の方全員に検証結果をお知らせする書面の発送手続を終えております。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

この間にこのエリアの地盤の不安定さについて調査を始めたことがありますか。

○議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

本来、令和2年度の相田公営住宅1棟目の敷地造成実施設計委託業務の中で、地質調査を実施した折に確認する予定となっておりますが、しかしながら同年7月に調査の準備を進めていた過程で、一旦地元の方々との意見調整の必要性が生じ、中断したままとなっておりますので、今後の事業再開に合わせて順次進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○ 8 番 (川上直喜)

都市建設部はこの付近の坑道図を入手しているのですか。

○ 議長 (松延隆俊)

都市建設部長。

○ 都市建設部長 (堀江勝美)

坑道図については入手をしておりますが、8月26日に九州経済産業局資源エネルギー環境部へ問い合わせ、事業の公益性を理解していただいた上で、各建設候補地への地番を明示し、採掘の有無の照会を行っているところでございます。

○ 議長 (松延隆俊)

8 番 川上直喜議員。

○ 8 番 (川上直喜)

今からなんですか。建てかえ予定地の北側に隣接して県営相田住宅があります。その新築建てかえでは、地下を走る石炭を掘った後の坑道への古洞と呼んでいますけれど、対応が迫られました。事情はわかりますか。

○ 議長 (松延隆俊)

都市建設部長。

○ 都市建設部長 (堀江勝美)

県営住宅建てかえの際の坑道の部分については存じておりません。

○ 議長 (松延隆俊)

8 番 川上直喜議員。

○ 8 番 (川上直喜)

あなた方が1棟目を建てたいと言っている相田公園のすぐ北側なんですよ。きのう、福岡県から入手したばかりですが、その資料によると、例えば第3棟では地下12メートルから15メートルあたりを第1古洞、地下に21メートルから27メートルあたりを第2古洞が走っていることがわかります。

2点目はみんなが喜べる計画の見直しと事業推進についてです。計画見直しを、あなた方が否定した第3案でいけば、工期はどうか、検討の結果を具体的にお伺いします。

○ 議長 (松延隆俊)

都市建設部長。

○ 都市建設部長 (堀江勝美)

旧県有地に1棟目を建設することとした場合、1棟目の建設完了時期が3年ずれ込み、それに合わせて現入居者の移転時期におくれが生じ、2億円のコスト増が生じることとなっております。工期につきましては、この移転開始時期の3年のおくれを短縮できないかという点を課題に再検証しました。再検証では旧県有地の居住棟の建設に至る前段で、基本設計のやり直し、採択済みの事業計画の変更、福岡県からの用地買収手続等が必要となりますので、これらを可能な限り並行させることとして工期を見直しましたが、結果として、1年9カ月のおくれは生じることとなりました。また、旧県有地に1棟目を建設することとした場合のコスト増となる2億円の差の見直しにつきましては、試算の中で約1億8千万円にとどまっております。

○ 議長 (松延隆俊)

8 番 川上直喜議員。

○ 8 番 (川上直喜)

計画見直しの第1案、あるいは第2案でいけば工期はどうなりますか。

○ 議長 (松延隆俊)

都市建設部長。

○ 都市建設部長 (堀江勝美)

地元との意見調整の中で比較検証を行ったのは、原案と地元が要望される第3案のみでございますので、第1案、第2案についての比較検証を行っておりません。なお、12月議会後に行った検討では、第1案、第2案ともに既存住宅の取りかえ手法になるため、2年程度のおくれが見込まれ、また入居者の仮移転を要する課題があります。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

それはあなた方自身が出した見直し案ですからきちんとやってもらいたいと思います。市民の税金で行われる公共工事によって市民自身が将来にわたって苦しむことがあってはならないと思うのです。市長の決断によって努力してつくられた計画見直し案です。見直さないための見直し案であるはずがありません。みんなが喜べる計画の見直しと事業推進のためには、市長自身が引き続き住民との対話をスピード感を持って継続することが事態打開の鍵だと考えます。市長の答弁を求めます。

○議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

市ではいろいろな立場からのご意見を伺い、できる限りの調整を図り、あわせて、公共事業の実施主体の立場から事業効果を検証し、相田公園に1棟目を建設する原案での実施を決定しております。市としましては、老朽化した住宅にお住まいの入居者の方々が一刻も早く安全で安心した生活が送れるよう事業を推進していく必要があり、今回の計画を再び見直すことは考えておりません。なお、今後の建設に当たっては近隣の景観や住民の方々のプライバシー等に可能な限り配慮してまいります。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

第2に戻ります。「水道料引き上げと情報公開について」です。1点目は飛ばして2点目、情報公開についてです。上下水道事業経営審議会に関する諮問書、会議録、答申書に関する私の情報開示請求をめぐり、市政運営の根幹にかかわることがありました。事の重大さを考え、あえて質問します。企業管理者は経過をどう受けとめているのか――。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員に申し上げます。発言時間が終了いたしましたのでご了承願います。

企業局長。

○企業局長（本井淳志）

情報公開審査会の答申では、意思形成過程の情報は不確定な情報であるため、それを公開することにより市民に誤解や混乱を生じさせることがあり得るという場合もあるが、市民参加による審議会ですべてに審議、検討した内容であることに一定の根拠があるのだから、それを根拠としてその経緯や審議した内容を市民に丁寧に説明することで、市民の不安や混乱を払拭し、市民の理解や納得を得ることこそ実施機関に課せられた責務であるというご意見をいただいております。また、実施機関がよほど公開による誤解や混乱を懸念するのであれば、決定通知の際に事後公開の可能性とともに、会議録等に記載されている内容は実施機関として確定したのではなく、未成熟な検討段階である旨を説明し、その旨を注記として開示するなどの工夫により、実施機関が危惧する誤解や混乱を回避できる方法もあったとのご意見をいただいております。このことを真摯に受けとめ、本市情報公開条例の趣旨に沿った事務に努めてまいりたいと考えております。

（発言する者あり）

○議長（松延隆俊）

発言時間が終了しておりますのでご了承願います。

本日は議事の都合により一般質問をこれにて打ち切り、明9月9日に一般質問をいたしたいと思っておりますのでご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2時54分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 27名)

1番	松延隆俊	15番	田中裕二
2番	坂平末雄	16番	吉松信之
3番	光根正宣	17番	福永隆一
4番	奥山亮一	18番	吉田健一
5番	金子加代	19番	田中博文
6番	兼本芳雄	20番	鯉川信二
7番	土居幸則	21番	城丸秀高
8番	川上直喜	22番	守光博正
9番	永末雄大	23番	瀬戸光
10番	深町善文	25番	古本俊克
11番	田中武春	26番	佐藤清和
12番	江口徹	27番	道祖満
13番	小幡俊之	28番	秀村長利
14番	上野伸五		

(欠席議員 1名)

24番 平山 悟

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 石松美久

議会事務局次長 太田智広

議事総務係長 今住武史

書記 宮山哲明

議事調査係長 淵上憲隆

書記 安藤良

書記 伊藤拓也

◎ 説明のため出席した者

市長 片峯誠

副市長 久世賢治

教育長 武井政一

企業管理者 石田慎二

総務部長 許斐博史

市民協働部長 久家勝行

市民環境部長 永岡秀作

経済部長 長谷川司

福祉部長 渡部淳二

都市建設部長 堀江勝美

教育部長 二石記人

企業局長 本井淳志

公営競技事業所長 山田哲史

福祉部次長 長尾恵美子

都市建設部次長 中村洋一